

第7日目（9月9日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。なお、傍聴者の皆さまにおかれましては、早朝より大変ご苦労さまでございます。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から欠席の届け出が出ておりますので報告をいたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

質問回数は一括質問、一括答弁方式は3回まで、一問一答方式は制限なしとし、質問時間制限はいずれの方式も1人30分以内といたします。なお、1人当たりの質問総時間のめどを60分以内とするよう努めていただきたいと思います。1回目の質問に限り登壇して行っていただきます。また、質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどお願いいたします。あわせて、市長等からの答弁につきましても、簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。なお、一問一答方式の1回目の質問及び答弁は、最初の質問項目のみとさせていただきます。

また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に質問をしますと挙手をし議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は、議員の質問時間に含めないこととします。よろしくをお願いいたします。

それでは順番に発言を許します。質問順位1番、議席番号24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発言を許されましたので、通告に従い一般質問を行います。

1 図書館について

私の今回の質問は任期中最後の議会でもありますので、図書館事業について確認の意味を込めて市長に確認をしておきたいところでございます。六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出が、今回の決算議会において議案として報告されております。この内容を見ますと、事業計画に基本方針として「第三セクターとしてのショッピングセンターであることの意義を持ち続け、南魚沼市との連携を密にとるとともに信頼される店舗経営を目指す。」と掲げられております。

そして、重点事項の1つに「南魚沼市に対する駐車場賃貸による資産の有効活用」というふうに記されております。市長は私がこの図書館問題に対しての一連の質問や質疑の中で、当初はラ・ラ救済のための図書館建設事業ではないと言い張っておりましたが、それを翻して、「ラ・ラ救済ととられても仕方がない。合併の負の遺産を解消させていただく。」と道義的責任を盾に強引に推進してまいりました。

また、2012年、平成24年の3月議会におきまして、一般質問で第三セクターの欠点の最終的責任は市となり、さらなる税金投入にならないかの質問に、「これで最後にしたい、県と機構とで話し合い、その結果の収支計画だ。債務は残るが返さなくてもよいとは言われていないが、それが担保されなければ予算執行はしない。」と言明し、またさらに「役員を引き上げ、今後市

とのかかわり合いをなくすよう取締役会で確約を取りつける」と答弁し、その確認書が交わされております。この街づくり会社の方針と市長が今まで表明してきた、今私が申し上げたことと矛盾をしていると私は考えますが、市長の説明を求めるものであります。

引き続き項目としては掲げてございますが、今ほどの確認であります、第三セクター解消はできるのか。あるいは2番目として図書館運営に係る街づくり会社への費用の想定はということ。もう1点は図書館建設事業における街づくり会社の負担はいかようであったのかというあたりをお聞きして、一問一答での質問をしてみたいと思います。以上で登壇しての質問を終わります。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。一般質問は22名の方からご提出いただいております、3日間、議長から先ほどお話がありましたように、極力簡潔にということでありますので、簡潔に誠意を持ってお答えをさせていただきたいと思っております。

その前に、一昨日というか昨日になりますか、東京オリンピックの開催が決まりました。このことにつきましては、当然でありますけれども、日本全体がオリンピックというものに対する期待と、そして大きな経済的な効果も見込めるわけでありますので、我々もこのことをまた契機として捉えて、そう遅くない時期に市庁舎内にこの問題に対する——問題といいますかこれをどう私たちの地域にうまく生かせるのか、このことに対するプロジェクトもちょっと立ち上げて、オリンピック景気にあやかるという意味ではありませんけれども、こういう機会でありますので南魚沼市を大きくアピールしていきたいと思っております。議員の皆さん方からもまたそれぞれご提言あるいはご支援をお願い申し上げるところであります。

1 図書館について

岡村議員の質問にお答えいたします。冒頭に議員がおっしゃったように、私はラ・ラに図書館を建設というときの当初から、一義的に目的は図書館建設です。そして、なぜそうなったかと言いますと、図書館というものの性格上、やはり万人が一番訪れやすい場所、これを想定いたしました。当然車に乗れない方等いろいろいらっしゃるわけですから、やはり公共交通機関が集中する部分、そうなりますと六日町の駅前、このことにまず当初着目をさせていただきました。そして、駅前の中でこれだけの面積を建設できる場所も当然ですけれども模索をいたしました、なかなかそういう場所は見当たらない。そういう中でラ・ラが非常に経営的にも厳しい部分もありましたし、テナントの皆さん方からも、出たいとかいろいろなお話あったわけでありました。そうであれば、これを機会に図書館をラ・ラ内に建設してはどうかということでもあります。

「翻して」とかという言葉が使われますけれども、翻した覚えは全くありません。一義的に図書館の建設をまず考える。その結果として、非常に厳しい状況にあります第三セクター街づくり会社が、ある程度将来の見通しも立てれば、それはもういいことだろうと。そして当然でありますけれども、これは合併時の負の遺産でありました。これは各町が全部負っているわけですね。六日町のラ・ラばかりではないわけでありまして。それぞれ旧町でやはり負の遺産とい

うのは相当あったわけでありまして。合併を機にこういう部分はやはりきちんと整理をして、そして新しい南魚沼市として出発していこうと、こういう思いも当然あったわけでありまして、このことに踏み切らせていただきました。言葉を翻したとかそういうことは全くありません。

その中で、この第三セクターを解消できるのか。これは破産や特別清算こういうことをやれば解消できますけれども、先ほど議員もちょっとおっしゃいましたが、そのことによって市が受ける大きなダメージといいますか損害を考えますと、この方法は今とるべきではないということでありまして。解消できるのか、これは何かやれば解消できるでしょうけれども、今お互いにそうダメージを受けないで解消できるという方法は私の頭の中には見出せません。ですので、このことは非常に厳しい状況でありますけれども、今後ラ・ラのほうでテナント料の見直しやあるいは経営体制の刷新こういうことも含めて、厳しい道のりではありますけれども、十分やっていると私は確信をしております。

それから担保されなければ執行しないという部分は、もう担保されたので執行しているわけでありまして、中小企業基盤整備機構あるいは県もこの収支計画でいいですという担保を出したわけですので、私どももそれに基づいてこの収支計画にのっかってこれから改善をきちんとしていくと、そういうことの中で支出をさせていただいたわけでありまして。

今現在、5億9,000万円強の債務がまだ残っております。これを平成30年までに、当初借りた10億6,095万円の2分の1程度の返済があれば償還期限は延長されると、これも担保しているわけでありまして。何年かけてどうだというこれは中小企業基盤整備機構あるいは県とのまた調整になりますけれども、返していくという意思、そしてその実行、これさえあれば十分できる。その収支計画を県も機構も認めたわけでありまして、担保されたと私は判断いたしましたし、返済できると考えております。

それから、出資金を引き上げるといふことでもありますけれども、一般的に会社の経営が例えばうまくいかなかったから出資金を引き上げますよという手段は、普通は持ち得ません。債権といいますか出資金を買っていただく方があれば、それはそれで結構ですけれども、JAさんがあそこを引き上げるときにもこの扱いで非常に問題があったわけでありまして。金額を相当縮小して、今あそこにテナントとして入っていらっしゃる方がこの部分の権利を取得したわけでありまして。

今、市と機構、県といいますか、3億円ずつ出資しているわけですが、この部分を買収しようと、あるいはこの資金を提供しようという方がいらっしゃれば、それはそれで話に応じます。けれども、これを例えば1,000万円や2,000万円で売却するということについては、絶対でき得ないことでもありますので、出資金を引き上げるといふことは全く今のところ考えておりません。

役員の方でありますけれども、ご承知のようにこの覚書、確認書の中で現在の任期が切れます平成27年の役員任期満了後は役員の就任は行わない、こういうことで覚書を締結させていただいております。これは平成24年6月11日に街づくり会社と確認書で確認をしているところでもあります。今後はこのことに基づいて、また県あるいは整備機構これらときちんと調整をし

ていこうと思っております。平成 27 年以降は役員を出さないということで、きちんと確認済みであります。

図書館運営に係る街づくり会社への費用の想定、これは共益費ということになるのでしょうか、ということですので申し上げますけれども、街づくり会社との区分所有する建物の面積割合によりまして、市といいますか図書館が 38.15%を負担するこういう協定書を締結しております。負担額ということでもありますけれども、共益費、月々の実績というのは非常にばらつきがありますので、おおむねでありますけれども、除雪やそういうことも含めますと大体全体で、先ほどの負担割合からいって年額で 700 万円強くらいになるのだらうと思っております。それから電気・ガス・上下水道、これは別に図書館の使用分を街づくり会社のメーターから小メーターに分岐いたしまして、実額を市が払うということでもあります。

借地料ということになりますけれども、建物の底地、それから駐車場部分、これらについて先ほどの区分所有率を乗じたものを、市と会社でそれぞれまたその中の所有面積を引いて算出した負担率が 41.7%となりますので、金額にして大体この借地料が 465 万円——今まだ買収に応じていただけない方への土地の借地料であります——こういうこととなります。

それから、図書館事業において街づくり会社の負担ということではありますが、一般的にはさっきの建物の区分所有に応じてお互いが負担するということでもあります。懸念といいますか疑問が 1 つございますのが、あのルーバーであります。ルーバーとそれから塗装です。これは設計デザインをしていただいた方からのご提案という部分もありまして、図書館としての景観を整えるという意味の中で、今現在の請負工事の中で市の所有区分でない部分にもルーバーを設置しますし、それから塗装も統一化させていただきます。これは図書館としての景観を整えるという意味で、街づくり会社のほうに負担を求めるものではありません。

その後の維持管理になりますと、塗装は当然ですけれども、経年劣化してまた塗り直さなければならぬ、いわゆる壁面の塗装については負担率といいますか、区分率でやらせていただきますが、ルーバーについては、今の協定書の中ではこれも一緒に負担率に応じてということになっておりますけれども、これはちょっと疑義があります。ですので、もう一度調整はさせていただかなければならないと思っております。本来的にルーバーというのは、街づくり会社にとっては何の意味もなさない。我々が図書館として一体感を持たせるために設置をするわけですので、その後の維持管理について負担率を求めるというのは、ちょっと私は疑義がありますので、今ある協定はちょっと見直しをこれからさせていただかなければならないと思っております。ですので、そういう形でルーバーについては、今後もう一度協議をし直すということでご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

一連のことについて市長は、翻っていないとかいろいろ言いますけれども、私はラ・ラ救済が折り込み済みであると捉えています。でなければ 6 億 5,000 万円からのお金がそこに流れる必要もなかったということでもありますので、1 つの建設事業として考えればそれが膨らんで 16

億円というような話になっているということを指摘しておかなければなりません。便益上とかそういうことはそこに限ったものではないと私は捉えますので、見解をもう一度伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館について

それはまさに見解の相違であります。どう説明をしても、岡村議員はそうだと思う、私はそうだと思っていないということですから、これは見解の相違と、そのことであります。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

項目に移ります。第三セクターを解消できるかという問題について市長は、まあ難しいと、今取るべきでないということであります。しかし、一連の質問の中で市長は関係を断ちたいという言い方もしているわけでありますので、この株式会社の方針というのは、その意から外れていると思いますが、いかがでしょうか。市長が今まで答弁してきたこととは、私は違っているなと思いますが、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館について

現実として、旧六日町時代、今は市でありますけれども、ここが3億円の出資をして、そして第三セクターとして設立されたものであります。ですから、それを解消するということは、さっき言いましたようにどういう清算の仕方があるかと言われますと、今やるとすればこれはもう破産あるいは特別清算という方法以外に確かないと思うのです。それはそれとして、関係を断つというのは、あなたはいつも断片的なことだけ捉えますけれども、私がずっと申し上げてきたことは、これ以上この第三セクターに対して市の補助金だとかそういうことは一切出していかないようにしますと、そういう関係を断つということを私は申し上げているわけであります。

また駐車場の話になるのでしょうかけれども、駐車場は今市が必要で借りているわけですから、別にラ・ラの救済とかそういう目的は全くありません。必要なくなれば借りなくなりますから。ですので、言葉を断片的に捉えて、一部分だけをつまみ食いをして、こう思っている、ああ思っていると、それは思うのは結構ですけれども、そういうことではないということをご理解いただきたいと思えます。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

市長は言葉の断片的という言い方を私はしているのではないのです。いいですか、最後に前段で私が言ったのは、役員を引き上げ今後市とのかかわり合いをなくするよう、取締役会で確約を取りつくと、こういうことです。そうした中で第三セクターという形が当然薄れてくるものだと私は思っているのです。だって役員も取締役も下げて、監査も引き上げて、そして経営について見れば会社が本当に責任を持つという体制をつくると、こういうふうに私は聞いて

おりましたが、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館について

現実として出資をしておりますから、だから取締役を出さないとかそういう関係は薄れるでしょう。しかし、監査役は出さないなどということを私は申し上げていませんよ。監査役は経営上の責任ではなくて、その経営を監視するわけですから、監査役を出さないなどということは一言も言っていません。方法と言ってもそうですよ。ですから、関係は間違いなく薄れていきます。薄れていきますけれども、3億円という出資をしている以上、今100%ここで清算ができるなどということは全く思ってもいませんし、考えてもいませんし、申し上げてもおりません。

ただ、ずっと皆さんからおっしゃっていただいた、いつまで市がだらだらとそこに補助金を出したりとか救済案を出したりとか、そういうことはもう断ち切りますと、こういうことを私は申し上げてきたところであります。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

出資については3億円出していることは私もわかっていますけれども、それについてわずかなお金で売買というわけにはいかないということでもありますので、それについての見返りというものはほとんどあてにしていけないものと私は見えています。当然また将来的にその3億円が返ってくる、あるいは配当でその3億円の収入が得られるなんていう考え方ではないということにはわかっているつもりであります。そうするということは会社が独立採算で市の補助を受けないということになります。そういった会社になっていてもらいたいと私は思っております。

そうした中で収支計画を機構等の話し合いでとか、県との話し合いでということでもありますけれども、今回の委員会報告でいきますと——ちょっと待ってください。平成29年からは2,000万円の返済計画であったのが、平成28年から1,000万円の返済ができるだろうという見通しがあるということでもあります。そうするとここでもう現に1,000万円の、1年前倒しになっているかもしれませんけれども、2,000万円ですずっと返済していくという計画が、ちょっと無理なのではないかと私は捉えたのですけれども、その辺はどういうふうに考えておられますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館について

ここで私が担保するということではありませんが、そういう計画を立てて機構、そして県もまずはこれでよしということになったわけです。その後、今の収支計画が出て、1年前倒しでといいますか1,000万円ということが出ているようでもありますけれども、これについて私がどうこうということではありません。機構も県もこのことをいわゆる破産をさせようとか、清算をさせようという考え方でやっているところではありません。まずはその収支計画に基づいて実行していったらう中で、例えば状況がよければその金額が増えるわけですし、悪ければ、今年度はこういう理由があつて、例えば2,000万円であれば2,000万円という予定の金額が返

せません。それはまた翌年度に繰り越すのか、あるいは年度を伸ばすのか、これはこれから機構と県とそして街づくり会社の中の話であります。将来的に絶対これですっぱりいくなんてことを、誰もそこを担保したわけではありませんけれども、そういう計画の中で出発をしましょうということで、この計画について先ほど触れましたように県も機構もそれで承認をしたということです。今後のことを100%ここで絶対2,000万円ずつとか、いや1,000万円になるとかということは私が断言はできません。しかし、返さないということではないということがきちんと判明していれば、そうそう簡単にこれを破産あるいは清算ということには至らないと、このことだけは私は確信を持って申し上げておきます。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

我々に公表された収支計画では、あくまでも予定でしょうけれども平成27年から2,000万円ずつ、そして内容的にはJAへのお金の1,100万円がもう4年で終了するというので、まあまあそういった計画が立つのだろうと私は見ていたのです。

そうした中で今現在役員で、そうしてまた取締役会に出ているながら、2,000万円が1,000万円になって何とも感じませんか。1,000万円返せると言うくらいの話で、私は将来的な問題、今残債の見通しは大丈夫ですかという質問をしているのですけれども、そういったことを公然と答えるような状況でいいのかどうかをひとつ。まだ今補助金を出して、そして債務の残債かたがた、整理できるところはして、そして再出発しようというこの段階での計画は、多分予定どおりいかなければならないと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館について

予定どおりっていただくことが我々にとっても一番であります。現実には収支計画の中でそういうことが出たということでもありますから、それをではどう次の計画から是正をしていくか、このことはきちんと申し上げなければなりません。今もまだ取締役で平成27年までいるわけですので、当然そのことは申し上げていきますけれども、先ほど触れましたようにそれが金科玉条で、それができなければすぐこうだ、ああだということではないということだけです。それだけであります。公然となんていうことを言われてもどうしようもない。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

どうということではないと言われれば、私はそれ以上質問するわけにはいきませんが、やはりもう少し差し迫った感覚で市はいなければならぬと私は思います。

次の役員引き上げはできないと——いやできる。要するに平成27年には就任をしないということが、役員という中に監査役は役員ではないということでもあります。その点の見解はどういうことになっているのですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館について

書き方が悪ければ別ですけれども、私はずっと申し上げてきたことは取締役は出しませんと。そして監査役については、これは第三セクターとして存続する以上、市としてもそれを監視、監査するやはり責任はありますから。ただそれが破産した、破綻したからといって監査役の責任ということはないわけであります。取締役に入っておりますとその責任が生じてきますので、そこはきちんと避けようということをずっと言葉の中で申し上げてきているわけです。それはそういうふうにご理解いただきたいと思います。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

監査にも応分の責任はあります。こういった状況を放置するという責任がありますので、市の責任が全然ないという形ではないと思いますがいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館について

ですから、そのたびごとに、民間の代表監査委員の方がいるわけですね。そして監査役、監査委員がいる。収支計画についてどうだこうだ——収支計画というよりは実際の部分ですね。それについて支出の不適當なことがあるとかかそういう部分をやるのが監査であります。そして、一般の監査役がこのことに対して責任を問われるというのは、よっぽどのがなければ出てまいりません。出てまいりませんので、代表監査委員でもありません、監査役でもありません。ですから、そういうことで監視をするという意味で監査役は出していると、こういうことであります。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

貴重な財源を直接的には5億5,545万円、土地と建物。それから補助金2億9,000万円、出しているわけでありますので、もう少しきちんとした自立の道を会社が目指すような方針も持つべきではないかなと私は思いました。

次に(2)に移ってみますが、これから図書館としてというか市がどういった費用がというところで、38.15%とか、あるいは41.73%ということではありますが、駐車場を市に貸してどうのこうのというあたりの資産運用の形では、かなり市に負担を願いたいという考え方でいらっしゃいますか。ひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館について

私がラ・ラの役員ではありませんので、市に負担をお願いしたいなんていうことを思っているか否かというのはわかりませんが、現実として市の駐車場が不足をしております、そしてラ・ラのあの屋上の駐車場をその前からも今でも借りているわけです。ですから、この状態が続けばやはり原則として駐車場は市として借り上げる。今は60台部分は借り上げている。これについては全額そこで賄われるわけではありませんけれども、こればかりではありませんが、職員からも年間の駐車料をいただいて、それを原資にして払われるところには払っているとい

うことであります。ですから、ラ・ラの経営の主体が駐車場にあるとも思えませんので、そういう捉え方は私は全くしておりません。いつ解消するかこれはわかりませんから、そんなことを経営の主体にしてやっていくなんていうことは私はあり得ないと思っていますけれども、どういう書き方をされていたのか、ちょっと私が今そこは確認をしておりますけれども、そういう意味ではないということだと私は思っているところです。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

前段で読み上げましたが、重点事項の1つに「南魚沼市に対する駐車場賃貸による資産の有効活用」ときちんとうたっているのです。ですから、そうするという事は、駐車場を利用しない想定をしているのかどうか知りませんが、要するにそれがもうテナントもなくなって大変だからということで、そういった収入のあてをしているということです。この方針の重点事項で、それを私は読んでいませんという形で、ということは、さらなる投資、出費をお願いしているのとられるよりどうしようもないのではないかと思います、ひとつお聞きしておきます。あわせて、維持管理費……

○議 長 岡村議員、一問一答で。市長。

○市 長 1 図書館について

こじつけとは言いませんけれども、理論が全く外れていませんか。ラ・ラにすれば今現在収入が見込める部分、それは当然重点でしょう。こればかりではなくてそれは重点でしょう。しかも、それを私たちがいつ解消するかわからないと、それは私たち市のほうの考え方ですから、本当に駐車場の不足が解消されればあしたにでも解消しますよ、そんなことは。ですから、ラ・ラの皆さんが、今はこうして市からきちんとした収入がある、それも当然重点の1つだと考えているそれは何ら不思議ではないでしょう。資産の有効活用ということですから、何ら不思議ではない。そこをどうだ、こうだというふうに議員からおっしゃられても、どういうお答えをすれば満足するのかわかりませんが、別に何ら不思議なことも何もないと私は感じているということを申し上げているところです。しかも、それをこの後まだ市が補助金を出すとか、そういうことにつなげて考えるなどということ自体が大体おかしいと思っておりますが、そういうことはあり得ません。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

今 60 台というのが、さらに活用したいと私はこの文面から読み取っているもので、そういった見解の相違が出るのかなと感じました。市長の今の考え方で言うと 60 台でということで、何で活用して何が悪いとこういう話でありますので、それは見解と言われればそれまでです。

それでさっきの維持費の感じで、委員会では 1,600 万円くらいという話をしているようですが、それはどういった形で数字が違ってくるのかをひとつ。

○議 長 市長。

○市長 1 図書館について

今私が申し上げましたのは、街づくり会社への費用の想定ということです。ですから、除雪も含めた共益費の中で大体 700 万円前後。それから土地の賃借料ですね、これはラ・ラにいくのかどうかは別にいたしまして、465 万円ということをお願いしました。さっき触れましたように図書館の中の電気・ガス・上下水道は全く別個であります。メーターから分岐をして、共益費という形でなくて実際使った部分を図書館として払うということですから、この質問の中には入っていないのは当然であります。街づくり会社が払うわけではないですから、図書館そのものの維持管理といいますか運営の中でお支払いしていくということになります。それは全くこの中に入るものではないということです。（「1,600 万円は何ですか。」と叫ぶ者あり）1,600 万円と言われますのは、図書館の電気料が——確かこれは概算ですよ、350 万円前後、あるいは上下水道が 30 万円前後、そしてあそこはガスで冷暖房をやっておりますから、これが 900 万円前後かかる。今までの実績から見てで、これはやってみなければわからないのです。それが含まれると 1,600 万円とか何とかということになるのではないですか。

さっきの土地の賃借料というのは共益費的なことを言うと、確かその 1,600 万円という部分に入れてないと思うのです。ですから、大体 1,300 万円、それから 700 万円で 2,000 万円くらいになるのでしょうか。共益費ではないですよ。実際使った電気・上下水道・ガスは全く別です。当然見込みですけども、そういうことを今私は申し上げたわけで、街づくり会社に支払うお金というのは、この中で言えば共益費が大体 740 万円前後ではないですか。それからさっき言った建物の底地それから駐車場部分を含めて 465 万円、これで約 1,200 万円ですか。そういうことです。

○議長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

街づくり会社から一括で 1,600 万円最初に欲しいというような話もあったと聞いておりますので、そうすると今市長の見解とは違うのです。図書館自体の冷暖房とかそういう問題ではなくて、街づくり会社に幾ら払わなければならないかという想定の中で、大体共益費というのが収入が 4,000 万円で、支出が 5,000 万円という報告があるわけでありまして。そうした中で要するに図書館の関係での共益費が 1,600 万円欲しいという内容でありますので、その辺のブレがあるのではないかと私は思うのです。

では実際、図書館の収支の中に共益費が入るのか入らないのかという話になってくるのですが、やはりそれは全体としてあそこへ図書館が行ったがために、どれだけの維持管理費がかかるのだということは、やはり一つの会計としてこちらは押さえなければならないと思っておりますのでそういう話を聞くのです。分散した話を幾らされても、それは変動があるからという話で逃げて、また変動がありますので一概に言える問題ではないと思うのです。要するに街づくり会社で収支としてどれだけあてにしなければできないのだという計画はどうなっているかと、こういうことなのです。

○議長 市長。

○市長 1 図書館について

その1,600万円欲しいとか、あてにしているとかという話は私はわかりませんが……（「委員会の報告であるのですよ」と叫ぶ者あり）では委員会のときの答弁をこの後させますけれども、今私が申し上げているのは、共益費部分で740万円と土地の部分で465万円と、このことを申し上げているわけであります。それが1,600万円なのか、2,000万円になるかやってみなければわからないことですが、大体今までの実績としてこういうことだということを申し上げております。ではその1,600万円がどうかというのは、担当の課長に答弁させます。

○議長 社会教育課長。

○社会教育課長 1 図書館について

ただいまの件でございませうけれども、夏場の部分で、議員さんは一括して1,600万円という話をしましたけれども、私どもはそういう形は取れませんので、実際、共益費としてかかる通路とかそういう部分の電気とかにつきまして、今月かかったものを実際に割り返して、うちの負担分38.15%を来月請求するという形で取っております。月々その実際額で割り返しますので、大体90万円前後くらいの額が一般の共益費としてかかります。それが12か月分でございます。

それと先ほど市長が申し上げました除雪の部分、これはことしの冬の実績でございまして、740万円が市の38.15%の負担だと。それを合わせたものが共益費と考えております。よろしくお願ひします。

○議長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

またこういった費用についてやはりきちんと想定をし、そして維持管理をこれからきちんとしていくという形が必要ではないかなと思います。単独でつくった場合と比較するような場合にもよく参考になるかと思ひますので、ぜひお願ひしておきます。

次の図書館建設事業において、街づくり会社の負担はどの程度だったのかと。これだけの補助金が6億5,000万円から流れている中で、実際の整理をしたほうがいいのではないかとか、あるいは役員責任があるのではないかとか、そういった話もあったわけでありませうが、そういったことがほとんど私はないのではないかとと思ひます。あったかなかったかということをお聞ひいたします。

○議長 市長。

○市長 1 図書館について

図書館を建設することにおいて、街づくり会社に負担があったかどうかということでしょう。さっき言ったように、ないということをおは申し上げている。この図書館のために街づくり会社が負担する理由は何でもないわけですから、図書館建設のために街づくり会社の負担は、私の知る範囲ということでありませうが、ゼロだと思ひておはませうけれども。

○議長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

その辺をおは、今回区分所有しているから、自分で買ったものだからというあたりがあると

思うのですが、通常テナントで入る場合などは、オーナーの投資分というのが当然あって、それがまた家賃にはね返るといような感覚でやると思うのです。ところが、今回の場合は、区分所有のためにそういったことになっているのですが、一部テナントについては全額こちらの都合だということで持っているわけでありまして。そういう点からしてみると至れり尽くせりという感じと私は思ったもので確認をしたところであります。

それで、さっき言っておりますし私は何回か言っていますが、外装工事について総費用というのはどれくらいか。足場をかけて撤去して、塗装してそしてルーバーをかけて、そして足場をまた撤去するというのでどれくらいの工事を見込んでいるのか。維持管理については応分の割合でという話がありますが、その辺ひとつお聞きしておきます。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館について

外壁工事の概要は、仮設、これは足場や墨出しやそういうことで 660 万円。それから外壁の塗装、これは高圧洗浄も含まれます。1 回全部洗浄しますので、これが約 500 万円弱。それからルーバー、これが 2,500 万円強、ですので大体 3,700 万円くらいであります。ルーバーがやはり一番高いということですね。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

私はこの質問をしている中で、維持管理は応分な負担、要するに占有面積割でやるということですが、景観上、全部塗装も一式、一体を全部やるということについて、私は疑義を申し上げております。しかし、それについては問題ないという話がずっとあったわけでありまして、私はやはり応分の負担で維持管理をするなら、これをつくる段階でも応分の負担をお願いするのが筋であると思います。そうでなければ、街づくり会社としてみれば、16 年、17 年たった建物をリニューアルしていただくわけでありまして、それについて私は持つべきであると思います。何回言っても多分同じ答えが返ってくると思いますが、もう 1 回確認します。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館について

まさに何回もであります、この外壁部分、ルーバーについてはナグデザイン事務所さんから受けたデザイン、これは図書館のデザインなのです。一体感をきちんと持たす。あそこで半分ルーバーがなくなったとか、色が全く違っているとかということは非常に図書館としてのイメージも傷つけるということで、今回は市が負担をして工事をしますということです。臨時議会でももう議決をいただいておりますので、皆さん方が反対したか賛成したかよく覚えていませんが、大半の議員の皆さんからそれでいいのだということをお願いしているわけでありまして、全く問題があるということではありません。

さっき言いましたように壁は、塗装は今まだ塗り直ししてもらわなくてもいいですよというのがラ・ラの考え方です。だけれども、さっき言ったように一体感を持たせるために今回塗装をさせてもらいますと。ただ、この塗装については当然ですけれども、将来的に塗装のまた塗

り直しというときには、それは負担をちゃんとしていただきます。将来的にです。同じ色で負担をしていただきます。

ルーバーはさっきちょっと触れましたように、これも一緒にということですがけれども、それはちょっと疑義があると。これはルーバーというのはないものをつけたわけですから、街づくり会社にとって何の必要もない部分です。塗装は古くなっているところへまた新しい塗装をかけた、いずれ塗装はまたやらなければならないわけですから、そのときは負担をいただきますよと。ルーバーは簡単に言えば、まさに図書館の景観としてのルーバーですから、これを今設置して、後々、維持管理、こういう部分が出たとき、これはやはり市のほうで負担すべきものではないかと私は思っている。

ただ、今の一応の協定書の中では、率に応じて負担するということになっていますので、これはちょっともう一度確認をして、見直すべきところは見直さなければならない。公平にやらなければならないという思いであります。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

市長が疑義があるという言い方は、決めておいて疑義がある、市がもっと負担しなければならないというのは、私はせっかく交渉してそういうふうになったものをなぜそうするのかなというふうに、それこそ疑義があります。その言い方を踏襲するならば、景観とかそういう問題でいけば、それがずっとついてまわるものです。まだショッピングセンターとして、ラ・ラとしてまだ塗装をしなくてもいいよと言いながら、ではルーバーの塗装があるから、それをかけたついでに下地も塗らせていただきたいか、あるいは補修させていただくなんていう話にならざるを得ないと思うのです。ついでにやっていただけますかと、こういう話になるわけありますので、それは口上は幾らでもあるわけですが、そうではなくて、つくる段階からやはりそうして維持管理も、だから一緒にやるのだと、こういう協定をしたほうがもっとすっきりすると私は思います。答弁をもらっても同じことになりますので、提言をして……

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館について

ですから、今私が申し上げたのはそういう協定なのです。そういう協定だけれども、まだ見直すことにちょっと疑義がありはしないかということ、今申し上げている。疑義がなければそのまま進みます。ただ、お金をもらったほうがいいのかという考え方だけでは、これは公としての協定ではないと思うのですね。実際、街づくり会社にとっては全く必要ない部分を我々が設置するわけですから、その維持管理費をみんな求めていいかと言われると、ちょっと疑義がないかと思うのですが、お互いがきちんと納得をしてそうだそうだと、議会の皆さんもそれはそうだとおっしゃるのであれば、私は何も申し上げるところはありません。ですから、これからもう1回協議をしてみますということ、今申し上げているところです。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 図書館について

繰り返しますけれども、そうした区分所有割合で維持管理をしていこうということであるならば今回もそうして、そしてずっと維持管理も一緒にやるという形を、私は模索していただきたいと思います。この区分所有の問題というのは、かなりそういった問題が出るものだと指摘をしておきます。前段のまとめをちょっとさせてもらいますけれども、第三セクター解消はならないと、そういうことになりますと、非常にこれから先が懸念されることが起きうるなというのをきょう感じました。前段の質問を終わります。

2 自共対決の時代について

そして後段では、ちょっと国政に関することであって、あるいはまた政局、政治に関することですが、消費税・TPP参加・原発再稼働と安倍政権の暴走が続いていますが、国の姿勢が間違っていたら、あるいは国民の願いと乖離していたとしたならば、市長として国に向かって具申をしなければならないと考えますが、見解を求めます。

また、私どもはよく共産党は反対ばかりしているとかいろいろ言われますけれども、今ちまたでは自共対決の時代とも政策的には言われております。そうした中で市長みずからどういった感想をお持ちかお聞きしたいなと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 自共対決の時代について

暴走という話であります。この消費税・TPPこれらについて、私は暴走だなどという考え方は全く持っておりません。消費税については、今やるかどうかは別にして、やらなければ国の財政的な部分が非常に懸念が残るということであります。国際的にも一応公約しているわけですから、これを暴走と捉えるなどということは全くできません。TPPについても私はもう前から申し上げておりますように、農業この分野はきちんと聖域として守る、そのことを前提とした上でTPPはいいですよということを言っているわけです。これは今の安倍政権もそういうふうに言っていますね。守るということを言っているわけですから、何ら暴走ではありません。

それから原発の再稼働も今大間が1回やってまた点検のために休止に入りますけれども、全ての原発を再稼働させるとかそういうことを言っているわけではなくて、電力需要あるいは電気の代金ですね、今やはり上がっています。そういうことを考えればきちんと安全を確保した上で、ある程度の再稼働もやむを得ない。おとといですか、安倍総理もオリンピックの誘致の演説の中で、今後原発は減らしていくと、比率を少なくしていくと、そういうことを国際的に申し上げているわけですから、それがなぜ暴走なのか。暴走なんてことは全く私は思っておりませんし、これが安倍政権であってもなくても、民主党政権のときであってもそんなことは思いません。

それから自共対決、比べものにならない部分が対決というのはどういうことなのか。四十四、五%の支持率を持っている政党と4%から5%の支持率を持っている政党が対決——皆さんにすれば対決かもわかりませんが、その対決などということを持ちまてと言っても一部の新聞がそういうことを書きましたが、大きな支持率に乖離がある中で、対決ということではない。共

産党の皆さんが他の野党のだらしなさを若干吸収して議席をちょっと伸ばしたという程度にしか私は感じておりません。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 自共対決の時代について

前段の消費税とかT P Pとか原発の問題については、市長は、私もそういう論調は知っているのですが、まさにそれを踏襲しているなという感じですか。やはり、国民の願いとか、あるいは国民が感じていること、それと政府がやろうとしていることと乖離しているかいないかということ、これを私は市長の立場としては、いまして少し認知すべきではないかなと思います。

今回私どもは大体4年に一辺アンケート調査をやっております。それを今言うように微々たる言葉と、アンケートの回答だというふうに捉えれば、何も私はこれ以上言うこともないのですけれども、その中に見ますとね、やはり非常に原発というのは恐ろしいものだと、これについてはもう絶対やってはならないという言葉が返ってきているのです。

そしてまたT P P、それはまた市長の言うような話をする人もいますけれども、ここ地方にとってみれば大変なことだということ、やはり述べてきている方があります。特に消費税なんて、この時代に消費税を上げられたら今度はどうして食べていけばいいのだという話までも赤裸々に語られている方がいるわけでありまして、その辺をもう少し市長は考え、認識をしていくべきではないかなと考えます。

知事の話の話をちょっとしてみたいのですが、新潟県知事は今、新潟水俣病の患者認定について厚労省と多分かなりのつばぜり合いをやっていると思いますし……

○議 長 岡村議員、時間もあれですから、簡潔にひとつ。

○岡村雅夫君 2 自共対決の時代について

はい。そして柏崎刈羽原発については、非常に一貫した姿勢で東電との折衝をやっているわけでありまして。やはり私はこの辺はかなり評価できる姿勢だなというふうに、民意として考えれば評価しているものではないかなと感じますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 自共対決の時代について

消費税につきましても、所得の低い方に非常にしわ寄せがいくということの中で、今与党の中では軽減税率になるか戻し金になるかは別ですけれども、そういうことも検討しているわけですね。検討しているのです。そういうことを一切抜きにして、ただ消費税はだめだと、そういう論理はくみしないということです。

T P Pも同じ、聖域は守る。我々の地域は農業ですから、私はこのことさえきちんと守ってさえいただければT P Pなんて推進してもらったほうがいいという思いはずっと前から申し上げているわけでありまして。

岡村さんのアンケートの中にもそういうことは書いてありますね。見させていただきました。あの顔を見るとぞっとするとか、そういうことを平気で書いてくるアンケートでありますから、私は目だけは通させていただきましたけれども、それが148ですか、まさに少数であります。

ただ、少数の中でもそういう意見があるということは、十分認識をさせていただいておりますけれども、いわゆる岡村さんも含めて政治に携わる皆さん方は、いわゆるポピュリズム——うるさいほうだという言い方はちょっと失礼ですけども、そういう部分にすぐ流されて、あと国の財政基盤はどうなってもいいのか。こういうことを全く考えないで、今これだ、今これだというそういうことは、本来政治家として慎むべきことではないかと私は思っております。

岡村さんは岡村さんでお考えがありますから、そういう皆さん方の声を拾い上げている。それはそれで結構であります。ですので、それだけを強調して全体はどうなってもいいのか、これはやはりきちんと考えていかなければなりません。大変な人には大変なりに、市も県も国もできる限りの支援は申し上げながらやっていっているわけでありまして。ですから、そういう一方的な一部の意見だけを取り上げて、暴走だとかそういうことには私はあたいをしないということを行っています。

知事の姿勢は姿勢として評価できる部分と、余りにもかたくなだという部分と、私は両方の面を持っているのだろうと。ただ、安全をきちんと確認しなさい、検証をしなさいと、これはやはりそのとおりだと思います。それを検証した上で原発の場合は再稼働とかそういうことを論じるべきだと、これは確かにそうだと思います。知事の姿勢は全体としては私も今大きく評価はしております。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 自共対決の時代について

今、市長は消費税などについても検討、要するにそういった弱者対策とかそういうことを検討しているという言い方をしますけれども、それは余り表に出てこなくて最近出てきたのが、法人税の減税をさらにやらなければならないと、こういう言い方ですね。そして試算する方によると、税収増の分と、要するに消費税上げた増と法人税の減税の額がほぼ同じというこういう試算をする方がいるようであります。やはりそういうのが本当に福祉やそういうのにどんどん使うのかというと、片やそういった福祉関係、社会保障の関係は、どんどん自助・共助・公助、最後に公助だという形でどんどん狭められていくというような状況ではないかと私は思うのですが、市長はそういう点では対抗措置があれば、あるいは軽減措置、救済措置があればという、そういった曖昧なことで賛成していくということは、私はいかななものかと思うのですがお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 2 自共対決の時代について

私が、はっきり申し上げておきますのが、消費税そのものに反対ではないということでありまして。しかし、低所得者の皆さんそういうところに対しては逆進性があるから、そういう中で——これは我々が決めるわけにはいきませんので、国のほうでも与党の中でそういうことをきちんと議論しているではないですか。それは確か法案として出てきます。私はそう思っています。

だから、もともとは消費税を上げるということに対して今、それは物は上がらないほうがい

いですがけれども、今の国の財政やそういうことを見た中で、これをでは今のままでやっていつて何とかなるかなどということは思われなわけです。これはやはり国民の共通の負担としてやらなければ国家が存続しない、そういう思いで消費税に私は賛成ということをお願いしております。

反対の方もいらっしゃいますけれども、それを申し上げているだけで、その前提としてこうだと。だけれどもやはりきちんと国としてもそういう皆さん方のことも考えながら、今検討しているということです。何らそこに暴走だとか、そういうことを口を挟む部分というのを私は持ちあわせていませんということを申し上げているところであります。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 自共対決の時代について

では縮めてみたいと思いますが、市長は先ほどの自共対決について比べものにならない、問題外だという言い方をされましたが、これについてはやはりいろいろ説がありまして、45%の支持率と言いなながらも議席数などもすごい数を取っているわけでありまして。こういった選挙制度上の関係で考えますと、自民党は20%の支持という言い方をされているわけでありまして、20%で大体7割、8割の議席とこういう形で政権が保持されているということは、やはり私は認識しておくべきではないかなと思います。

そういった中で私は先ほどから国民の願い、あるいは市民の願いというところからしてみると145そこそこという、要するに配布して1週間くらいで来た数がそれでありまして。そうした中で今200通近く来ておりますので、まだこれからどんどん来ると思っています。そうした中で私は政治について、特に市政について一番やっていただきたいことは、税金、国保、介護などの負担の軽減をしていただきたい。あるいは次は地域医療、保健の充実をしていただきたい。次は高齢者や障がい者の福祉の充実をしていただきたい。そして、雇用対策をしていただきたい。働く場所がないと、こういう言い方をしておりますので、反対、反対だなんていうポピュリズムとかなんて話をしますけれども、そうではなくて、実際はそういった境遇に置かれている市民の方がほんのわずかだというふうな言い方は、私は違うと思うのです。やはり富める者も、あるいは大変な方も安心して政策を享受できる、そういった社会をつくらなければならないと私は思っております。1人で自立できる人はどんどんやりますよ。ただ、今やれないのは、見通しの立たない方が大変おられるということは認識して市政に臨んでいただきたいなど、私は思っております。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 2 自共対決の時代について

議員のおっしゃることはよくわかります。いろいろの不満もあれば心配事もある、それは当然です。しかし、例えばこの設問の中で議員が大和病院についてというのがあります。大半の皆さんが大和の病院を縮小されると医療の質が落ちるとか、我々が慣れ親しんだ大和病院がなくなるのは許せない、という話ですよ。基幹病院ができて医療の質はもっと上がるのです。大和病院をなくするなどということは誰も言っていません。それをどういうふうにつまえられる

のかわかりませんが、そういうふうに捉えて、どんどんと不満と一緒に書き込んでいく。それを100%ああそうだ、そうだと私は取れなかったということを申し上げているところであります。

雇用の問題もそうです。確かに不足はしておりますけれども、いつも申し上げておりますが我が南魚沼地域は有効求人倍率が1を切ることはほとんどないのですよ、職はあるのです。ただ、正規の職員になれるという部分も少ないでしょう。そういうことは職はあるのです。本当に困ってあすからも食べていけないという方であれば、これはもう職につきますよ、どういう職であっても。我々もそういう経験がありますから、どんな職でもいいと、とにかく職が欲しい、そういう部分と、ただ単に高校を卒業した、大学を卒業した子どもが戻って来れないと。そういう部分はちょっと切り離さないで。ですので、我々は大学卒あるいは高卒も含めてきちんとした就職ができるように市内に、今までの製造業中心の工場誘致ではない、ちゃんと付加価値の付いた研究だとか、あるいはそういう部分。ある意味大学を出てきてもそういう職について何ら後ろめたさもないし遜色もないと、そういう職場をこれから用意しようということで、メディカルタウン構想とかいろいろやっているわけであります。

ですから、そういう部分を全く顧みないというかわからないで、それを考えないで、今はこうだ、あれはこうだ、これはこうだとそれはやはりおかしいということを申し上げているのです。書いてきた人たちがどうこうということではありません。それをちゃんと、きちんと市はこうやっているのだよ、我々も一緒になってやっているんだよということをお知らせするのもあなたの部分はあるわけですよ、議員ですから。みんな市にやらせて——そうではないのですよ。議会の皆さんというのはそういうことはかなり大きな責務になっているわけですから、ただそれを単に捉えて、あれをまけろ、これをまけろとそういうことだけをこの議場で申し上げられても、それはだめだということを申し上げているところであります。このアンケートをとったことが悪いとかいいということではありません。選挙の直前ではなくて中間でもとってみてください。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時ちょうどといたします。

[午前10時42分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午前11時00分]

○議 長 質問順位2番、議席番号25番・若井達男君。

○若井達男君 おはようございます。通告に従い一般質問を行います。市長、休憩時間がありました。質問者がかわりました。ひとつ冷静なる答弁と再質問のいらぬような答弁を期待して始めさせていただきます。

今こそ行政区の合併・統合を

先ほど休憩前は図書館運営について、また国家論、大変厳しく話が出ておりました。これも大切なことですが、しかし、私がこれから質問する内容、まさにこれが地方の、国のもととなるのです。行政区の合併・統合、今こそこれが必要です。私はちょうど4年前のこの9月議会、

この質問をいたしました。それから4年が経過しております。しかし、この行政区の合併等については何ら変わっておりません。そうした中、この4年経過したとき、そして迎える来年は南魚沼市誕生合併10年になります。そうした中に1つ、一番の地べたとなる、足元となるこの行政区について質問させていただきます。

「俺はことしで区長が5回だ」、「へえ、俺は自分の代に1回すれば終わるな」という、これが今の行政区長の現実です。場合によれば5回で終わらないで6回、7回まわってくるかもしれない。大体の世帯が今は順番に送っておりまして、1回くらいで終わっております。このもとは行政区の世帯数に大きな違いがあるという、そういったところからの原因が一番だと、そういったところから来ておると考えております。

平成の大合併前は全国3,200からの市区町村がありました。そしてこの平成の大合併を経た中で、ほぼ2分の1に匹敵する1,700余りの市区町村になりました。私たちの新潟県においてもこれは昭和40年代から112市町村ということできておったわけですが、平成の大合併に入る一步手前で西蒲黒崎町が新潟市に編入合併したということで111市町村となっています。そこにこの平成の大合併を経た中で、今新潟県は30市町村になっております。その中には新潟市という政令都市に生まれ変わったところもありますが、特にこの4分の1の行政区になっております。

そして、今の当市、我が市も合併前は南魚沼郡ということで4町、湯沢・塩沢・六日町・大和からなっておりました。それがこの平成16年11月1日をもって南魚沼市が誕生しました。そのときはまだ1市2町という形だったわけですが、その11か月後、17年の10月1日には塩沢町が編入合併してまた新たなる南魚沼市が発足しました。まさに1市1町というこの南魚沼になっております。この南魚沼市ができたときに、先ほど申し上げました行政区世帯は235、10年たとうとしております。今もって235は何ら変わっておりません。

そしてその中でやはり心配されることは、1桁代の行政区があるということ。1桁でなくても20世帯にもいかない、15世帯までのこういった行政区もあるということです。1桁代の行政区、これは六日町において5行政区、塩沢において2行政区、合わせて7行政区があります。そして、これはどこで線を引けばいいかということではありませんが、まあ20世帯くらいになりますと、それなりの行政区としてのそうそう負担のない行政区運営ができるのではないかと思います。15世帯で切った場合これもやはり南魚沼市には10行政区があります。これは15世帯で切った場合です。ですので、15から20というところを伺いますとまだまだ増えておる。

そうしたこの小世帯行政区は、「区長を自分は5回した」「まだ来る」そういう形になっております。ただこれは今私が数を並べただけではないのです。そうした小世帯行政区こそ、行政運営について大きな問題を抱えている、問題が出てきておるということです。一番の少子高齢化の中で逆ピラミッドになってきておる。その逆ピラミッドの中に65歳以上の割合——限界集落ということはこの前の質問でも聞きました。そのときには限界集落は発生していないという答弁でございました。しかし、今現在、この4年間の中に限界集落も発生しております。そうした限界集落、小世帯の行政区の中で老人クラブの単位クラブの運営、消防団の再編、婦人会

の再編、子ども会の集まりこれらは本当に現実をもって厳しい状況です。

しからば、ではどういうふうにすると聞いたら、行政区の合併と言っても簡単ではない。確かにこれは市町村の配置分合より場合によると難しいかもしれない。それでもこのままでは大変だということで、やろうという気持ちも出ている。しかしながら、この行政区長は大概の行政区が任期1年で区長は終わってしまうのです。自分はことし1年頑張り、次へ送ればいいのだと、そういう状況です。しかし、それを繰り返して5回、6回の行政区長をやらなくてはならない。中には好きな人がいて、私は10回くらいしたいなどという人がいるかもしれない。だけれども現実はそうではない。

そんなことでひとつ、行政区の合併あってこそ、統合あってこそ、一番の生活の基盤となる、地べたとなる、そこからの出発だと思います。市長の先ほど申し上げました、再質問のいろいろな答弁をひとつ期待して壇上からの質問を終わります。

○議長 長 若井達男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 今こそ行政区の合併・統合を

若井議員の質問にお答え申し上げます。再質問がいないかどうかちょっと自信のないところではありますが。今、議員おっしゃっていただきましたが現在行政区235という、これは区長さんが235人で大区長が大崎と浦佐におりますので、行政区としては233であります。おっしゃるように合併以来変わっておりませんし、行政区の戸数の数もそう大きな増減は——アパート等でちょっと増えているところもありますね。ですけれども、一応安定した組織だと。これはやはり行政区が地域コミュニティの基本、そして長い歴史、慣行、この中で作り上げられてきた非常にきずなの強い組織だということが一番の原因だと思っております。

議員ご指摘のとおり、少子高齢化・人口現象、これは集落の維持に大きな影響を与えているところでもあります。さっき議員おっしゃっていただきましたように、1桁代が7、そして一番少ないのは3そういうのもありますので、非常に厳しい状況だと思っております。文書の配達、配布、あるいは要望の取りまとめ、本当に区長さんからは大きなご協力をいただいておりますので、こういう状況を憂慮はしているということでもあります。

議員のおっしゃることは、実感として、あるいは思いとしては非常によくわかりますが、これは議員もおっしゃっていただいたように集落の統合ということになりますと、例えば1桁代の部分を取ってみましても、相当点在をしているわけです。これがすぐ隣の何々新田が本田に入ったとかそういうことで片づけばいいのですけれども、この辺がどういうお考えを今住民の皆さん方が持っていられるかということに尽きるわけでありまして、やはりどちらかの名前がなくなるとかとなると非常に抵抗感が出てくると思います。

合併のときもやはり同じでありますね。自分の町名は残したい、けれどもそれはなかなかできないということの中で、全く新しい市の名前を考えたりしながら何とか融和を保ってきているわけであります。いずれにいたしましても、そこに住む集落の皆さん方の意思だと思っております。例えば1桁代の集落の皆さん方に直接的にアンケートでもいいですし、職員が伺って7くらいでありますから、そういうことをちょっと打診してみるのも1つの手かと思っておりますが、

今すぐここで、ではそうだから1桁代については合併といいますか統合していこうということ
を申し上げられる状況であるということをご理解いただきたいと思っております。

これからまだやはり人口はもう少し減っていくわけでありまして、しかも、これも議員おっ
しゃいましたように高齢者が中心になっていく、限界集落的な部分も出てくる、これをどう乗
り越えるかということでもありますので、私どももこれについて今妙案があるわけではないわけ
であります。1つの議員からのご提言を契機として、やはり集落のあり方もまたもう一度基礎
から、基本から考え直す、あるいは検討するというようになっていくものだと思いますので、
ご理解をいただきたいと思っております。重い、重い提言でありますので、十分受け止めて、
今後の市政の中に生かせる部分は生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願
い申し上げます。冷静だったでしょうか。(笑い声あり)

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 今こそ行政区の合併・統合を

随分前向きな答弁になって本当によかったと思っております。前回の答弁はまさに先ほど申
上げました4年前ですけれども、行政区間同士でそういう話があったら進めてください、必要
があれば市としても中に入っていきますというようなことだったのですが、先ほど申し上げ
ましたように、1年の任期の区長さんはどうしても先に送りたい、送ってしまえばいいとい
うことですが、この問題が生じたのが特におととしの7月ごろ、新潟豪雨で被災された集
落の皆さん方そういったところが——私も当時議長でした。そして議長が終わっても今
もたまには回ってみますけれども、「若井さん、来年はあそこの家もいなくなるんだ、出
るんだ」そういったところが現実の問題としてあるのです。そして現実の声として、何
かそれこそ妙案がないかなと、私は隣の集落と一緒にしてもいいやと、そういうこと
がありますので、先ほど市長の答弁がありました、集落住民に耳を傾けてそういったと
ころに、今すぐなる云々でないにしてみても、大変皆さんが疲れております。しか
し、この行政の基盤がきちりしてこそ未来ある南魚沼市だと考えておりますので、
ひとつよろしくお願いたします。答弁は結構でございます。ありがとうございます。

○議 長 質問順位3番、議席番号19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 それでは通告に従いまして一般質問を行います。歩む会では一番手の登壇
あります。攻撃の一番手、それこそ戦の花形、一番やりとして市長をやりたいと思
います。偵察や斥候ではありませんので、しっかり答弁をお願いいたします。

1 道の駅と今泉記念館について

今回大きく2項目ありますが、まず1項目目になります、それこそ道の駅、雪あかりと今
泉記念館、あの辺のことについてです。オープンしてから1年ちょっとが経過しましたが、
現在での問題点はないかという点についてお願いします。市のほうも例えば駐車場に車止
めを設置したりとか、エアコンの室外機とか水の排水とかをいろいろ手直し等して
おりますが、そしてまた、指定管理者である塩沢農協さんも水曜日の定休日を、
繁忙期の夏期間はなくしたりと、さまざまな改善をしている点はあると思いますが、
今現在感じている点をお聞かせいただければと思

います。

また、6月議会で一般質問させていただきましたが、外での催事のルールについて、物販にしるその他の催事のルールについて関係者と協議をすると言っていました、どうなりましたでしょうか。市長の6月の答弁要旨はいろいろとにぎやかにしていくことはいいことだ。ただし、JAや出荷者と競合しないようにしなければという、このような答弁要旨だったと思いますが、どのように調整をされたのかについてお聞かせいただきたいと思います。1点目についてはこういう点になりますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議 長 牧野晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 牧野議員の質問にお答え申し上げます。

1 道の駅と今泉記念館について

オープンしてから1年が経過した問題点。問題点は割合とありました。憩いの広場の排水系統を変更したために、豪雨時に建物の湯沢側の雨水がうまく排水しないという部分があり、豪雨時に駐車場の北側が湛水をするという問題が出まして、これは対応工事を実施いたしました。それから消雪パイプの水量が足らずに、直売所の屋根雪が消えないという問題がありました。これは除雪車対応ということにならざるを得ないと思うのですけれども、こういうことで一応今対応しております。それから、17号線の除雪で国道から道の駅が見えなくなると、これはまあなかなかどう対応しろと言われても、非常に厳しい場面がありますが、こういう問題点も出てはおりました。

それから、これは解消しているわけですが、今泉家のほうから今泉博物館から道の駅「南魚沼」となったことから、今泉隆平氏の功績が忘れられていく、こういう心配がございましたが、ご寄附もいただく中で記念碑の建立をさせていただきました。それから今泉記念館に診療所の開設ということで実施を今しているわけでありましてけれども、この多目的室の廃止によりまして一部の方から、ギャラリーとして使えない、非常に不満だということがありましたけれども、これはやはり医療という部分を考えて、そうかそうかでは変更しようかということにはならなかったわけでありまして。

四季味わい館の裏側、湯沢寄りの段差でつまずいて転ぶ心配がある。それから休憩交流棟の屋根雪が落ちて水みちをふさぐために冬期間の休憩交流棟への浸水、これも側溝の新設を予定をしております。それから、四季味わい館の冷房施設のドレーンが正面の入り口にあっていつも水たまりがある。このドレーンを移設させていただきます。

それから、私はちょっとこれを把握していなかったのですが、冬場の休憩交流棟脇の駐車場で自殺事件もあったようでありました。それから夜間利用者のマナーの悪さはちょっと目に余るところがありまして、注意喚起の看板は一応設置しておきましたが、改善されるか否かというのはちょっとまだはっきりとわからないところでありまして。

こういう問題点はありましたけれども、全体として非常にうまく運営をされている。そして、内外の皆さん方からの評判も非常によかったわけでありまして、全体としてはよかったということでありまして、今後も利用者の皆さんから喜ばれる、そして南魚沼をきちんと情報発信

ができる、こういう施設にしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここの広場での催事についてでありますけれども、この問題につきまして J A しおざわでは直売所における外売り出店につきましては、J A しおざわが特に許可したもの以外、原則四季味わい館の南魚沼市農作物・特産品直売所出荷協議会の会員であり、J A しおざわとの間に出荷契約を交わした方を前提にしているところでもあります。会員につきましては、この外売りに際して生産物の賠償保険、それから施設賠償保険が付いているということでもあります。それから惣菜などの一部の食品につきましては、保健所の許可が必要になります。それからレジについては商品を全てバーコードで登録した上で、売上数と売上金をレジに提出する方法をとるということで、今そういうことで出店を許可している状況です。

それから、直売所では土日の売り上げがやはり中心であります。出荷者の多くは、お客さまの少ない平日は売り上げが落ちていても出荷に協力をしていただいております。道の駅を盛り立てていただいておりますので、出荷者の収支は平均するとトントンというのが現状であるというふうに伺っております。J A のほうではそういった地元の出荷者を大切にしているのが現状でありまして、現在協議会は 148 人の参加であります。この道の駅はこれはもう当然ですけども、直売所がメインになっているわけでもありますけれども、これにしてもやはり平日のお客というのはそう多くはない。土日で売り上げる形です。しかし、出荷者の多くは売り上げの上がらない平日にもこれを出荷していただいております。

さっきも触れましたように、こういう部分がありますので、これを全部他の方と一緒に考えるということになりますと、この出荷協議会の組織をやはり崩壊させるということになりかねないということでもあります。したがって、屋外での催事の際にもこういう理由から、物販については現状では指定管理者の取り決めた内容、指示に従っていただく方向で進めていただくということで調整をしております。現在この協議の進行中ということで、100%決まったということではありませんけれども、そういう方向で調整をしております。

道の駅が非常ににぎわっていただいております、J A のほうでは協議会の出店者の手数料は今現在 18% ですけども、これを下げる方向で今検討しているところでもあります。議員のおっしゃったような、あそこでお祭りのことをやるとか——錦鯉のほうは確か調整が済んでいると思うのです。そういう部分についてそこで物販を伴わないという部分であれば、これはもうある程度可能なわけですけども、物販が伴うときに競合するという部分は、やはりある程度きちんと整理をしないと出荷者との調整が崩れてしまいますので、この辺が一番の隘路ではありますけれども、なるべくいろいろのことで利用されるという方向を模索していかなければならないことは事実であります、今現在の協議の進行状態は申し上げたとおりであります。以上です。

○議 長 19 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 道の駅と今泉記念館について

再質問しようと思っていたのをそちらのほうからちょっと言われたのですが、そのうちの 1 点に、売り上げがよければ手数料を下げる。そういう話があったわけですが、今検討中だとい

うのであればなるべく早めに、1年経過したわけですから、話をさせていただければと思います。

それと市の内部でも幾つかの改善箇所があるようで、まずぜひ利用者がよくなるように取り組んでほしい。改善できるところはこれからも一つ一つ改善して行ってほしいなと思います。それこそ私もたまに遊ばせに行ったりもするのですけれども、子ども連れが多くて非常に遊び場がいいわけです。夏になると水遊び場とかも非常にいいのですけれどもちょっとあったのが、水遊び広場の水色のプールみたいになっているところのペンキがもう剥げてきたのです。やはり水の中でみんなはだしで歩いたりするので、そこがもう剥げて茶色くなったりしています。余り見たところがよくなくなっているんで、ちょっと今泉に行ったときにこれは直すのかと話をしたら、まあ何とか要望していこうかなというふうなものもありました。せっかくみんなが使っているのに、その箇所だけ汚くて見栄えが悪いとイメージがマイナスになるので、ぜひ通常のメンテナンスについての考えをお聞かせいただければと思います。実例を言いながら語りましたけれどもよろしくご答弁いただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 道の駅と今泉記念館について

今のそのペンキが剥げているという部分、それから私がちょっと聞いたのは、滑り台の乗り口が水たまりがずっとできていて、あそこに砂利を入れればそれでいいことだけでもまだなされていないとか、いろいろそういう細かなまた問題点も出ておりますので、これらは総合的にまた現場をきちんと見た中ですぐ対応できるものはしますし、そのプールの塗装ですかこれがほかの残っている部分もどの程度になっているのか、これらも含めて現場をきちんと確認した上で対応は検討しなければならないと思っております。このことに限らず、やはり利用をさせていただく皆さん方から不快な思い、あるいは不便な思いということにならないように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 道の駅と今泉記念館について

手直しできるところはぜひ、してほしいですし、またあと遊具が1か所に固まっているわけですね、正直な話。公園がばーっと広くありますけれども、滑り台、砂場跡はトランポリン、水飲み、本当に一角に固まっているのでなるべくそれを散らすように、公園全体を今泉記念碑の立っているほうとかは全然遊具とかもないわけですし、一部の箇所が子どもたちで密集しているわけです。そこを散らすようにして遊具をさらに設置していくのも私は大事だと思うのですが、そういう考えについてお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 道の駅と今泉記念館について

その考え方とまた逆の方もございまして、あそこにある程度集中しているから子どもを遊ばせているときに目が届いて非常にいいと。あちらにこちらにといいますと、例えばお子さんを2人連れて行って遊ばせているときに、あちらの子はこちらに行って、こちらの子はこちらに行ってではなかなか困ると。あの配置がいいという方もいらっしゃいますので、その辺はまた利

用状況を確認した上で、必要な部分はやはりやらなければなりませんけれども、今ではそこに遊具を設置しましょうとか、あるいは分散しましょうということをここで明言できる場所ではございません。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 道の駅と今泉記念館について

市の内部でも子どもたちは市の内にしろ外にしろ、内外の子どもたちは非常に多く行っている、密集、混んでいるところを散らすということで、今設置してあるものをずらすということではなくて、新しく設置していくのもそうすることによって人がまた来る可能性だってあるわけです。そういうのは当然考えていただければと思います。

あとそれと、今までの遊具とかについてですけれども、今度はさまざまな出荷品がありますが、農家の方からこういうことも言われたのです。1つの提案として、お米は今農協さんの専売であそこで売っているわけで、致し方がないという点も当然わかります。ただ、その農家の方は、よくあるのが魚沼産コシヒカリだっているいろいろな土地や生産者によって味が違うわけだし、この農家が作りました、生産者が作りましたとか、10でも20でも30でも顔の見える販売方法をしていくのはどうかと言いました。

イメージとしては、越後湯沢に「ぼんしゅ館」というのがあるわけですね。あそこに行けば県内のお酒95種類と書いてあったのですけれども、利き酒ができてあとは買えるとあったわけです。それによって、では今回はこのお酒を買ったけれども、次はこのお酒を買ってみようなどと、1か所で何回もやってリピーターにもつながっていくし、気に入ったやつがあればずっとそれを買っていくわけですね。そういうふうにしてコシヒカリを販売していくのも1つではないのかなと言っていました。

それこそそういうふういろいろな顔が見えることをすることによって、逆に生産者同士も売れない方も出てくるかもしれないですけれども、いかに売っていくかだって考えられるわけです。生産者同士で競争というか、どうやれば売れる米になるとか、パッケージだってそうだろういろいろな考えが出てくると思うのです。ぜひ、そういう点について、例えばお米を1つのお米について……

○議 長 牧野議員、簡潔明瞭に。

○牧野 晶君 1 道の駅と今泉記念館について

はい。JAの専売ですけれども、そういうことをしてもいいのではないかという思いがあるのですが、どう思いますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 道の駅と今泉記念館について

お米につきましては酒やお菓子や野菜とちょっと違う部分がありまして、どうだと言われますと、今すぐここでそちらがいい、あちらがいいということは言えませんが、米の販売部分について個々でそこに持ち込んでということが実際のいい方向につながるか、悪い方向につながるか、これはちょっと保証ができません。その辺が今ここできちんと明快な答えが出ない部分で

ありますが、難しいということだと認識はしているところであります。

個人の方が親戚に送ってやるとかそれはそれでいいのですけれども、あそこで全般の中で、味のいい方がいいかもわかりませんが、例えば味が悪かったときにここでもう南魚沼産コシヒカリはまずいと。それはJAがきちんとやっていたら、JAのほうで対応がきちんとできるのですけれども、その方はではそれをどうすると言われてもなかなか難しい部分があります。JAとは相談をしてみますけれども、難しいということだけは申し上げておかなければならないと思います。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 道の駅と今泉記念館について

これは1つの案ですよ。アイデアとして具体的に何か言ったほうがわかりやすいのでそう言ったのです。私は私で、でもこれは非常にいい、まあ面白いのではないのかなと。それこそ農家の方たちは切磋琢磨していくわけですよ。例えばナス1個売るので切磋琢磨してやっているわけだし、そういう点でいいのではないのかなと。農協さんを結局は通せばいいのではないかなとさらに思うわけです。どっちみち生産者組合を通すわけですよ。米に関しては農協もやはり顔だから農協さんとしっかり話し合いをして、そこをクリアしたのだけ提供していきますよ。私のうちは米をやっていないですけども、それを例えば10個でもいろいろな人の顔が出せるようにもして、南魚沼というのはお米をいろいろな方が作っているし、土地、場所によって味が違う。今度はこちらを食べてみたらどうだということも1つの売りになっていくのではないのかなと思います。

これは1つのアイデアですから、そういうふうにならなくて私が感じているのは、市民とか利用者から、例えば……

○議 長 簡潔に。

○牧野 晶君 1 道の駅と今泉記念館について

はい。市外から訪れた人たちとかから、こういうアイデアとか意見聴取をしたというのを私は聞いたことがない。私が知らないだけかもしれないですけども、道の駅に対するアンケートとか、こうだったらいいなとかそういう利用調査とかしたことがあるのかについてお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 道の駅と今泉記念館について

利用調査的なことは担当のほうで答弁しますが、変なところの投稿にいっぱい書かれています。はい。いろいろですね。大体ああいう部分はいいいことは書きませんからそういうのがありますが、実際に調査をしたか否か、これは産業振興部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 道の駅と今泉記念館について

今現在はしておりませんが、前にやはりオープンしていろいろな声を聞かせていただ

くということでアンケートをとって、それに向けて改善するところは改善したという話は聞いております。以上です。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 道の駅と今泉記念館について

アンケートを前にとったというのはいいのですけれども、その中身はどういうものがあったかをちょっと聞いてみたい。今準備していないのであればそうですけれども、なるべく細かくとって、せっかくオープンして今注目されているわけですから、改善できるようにいろいろな指摘、いろいろなアイデアをもらっていくべきではないのかなと思います。

オープンしてから1番目の1の1はちょっと置いておいて、6月議会で一般質問したときの広場での催事についてですけれども、今農協さんと協議中だということで、それこそ農協さんの生産者組合に入らなければだめだとか、当然それはわかります。PL保険とかいろいろな今対応しなければいけないとかがあるので、それを農協さんがしっかりと指導していくというのはわかるのですが、できればなるべく早めに。市のほうの課でちょっと調べたら、やはり催事はしないよりもしたほうがいいですよと、近隣の道の駅さんが言ったとちょっと私は聞いたのです。だからなるべく早めに催事ができるように調整をしてほしいという点がありますが、いつ頃をめどにこの調整をしていくのか、よろしく願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 道の駅と今泉記念館について

日にちがどうこうということまでは申し上げられませんが、なるべく早く。さっき触れましたように、進行中でまだ最終決定ではないという段階です。それから例えばあそこでは物販または入場料等の徴収を伴う利用の場合、1日100平米につき2,800円という規定があるわけです。これも、とてもこれを払ってやれるという部分は確かそう出てこないと思うのですが、こういうことをどうするのか。この方にはこれは免除、ここは取るということも、そこを使う状況を見なければわかりませんので一概に何とも申し上げられませんが、余り公平性を欠くようなこともできないわけでありまして。それらも含めてなるべく早く協議をきちんと調べたいと思っております。めどがもし何月何日ごろということが担当部のほうでわかるのであったら答弁してください。お願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 道の駅と今泉記念館について

具体的な日にちいつまでということは今ここでは申し上げられませんが、今ほど市長が答弁しましたように、方向性はやはりいろいろな今までの出店者協議会の皆さんの実情とかそういったものを考えあわせましたり、あるいはいろいろな手続、保険——今ほども話がありましたけれども、保健所だとかいろいろな保険の関係だとか、そういった手続関係を考えますと、今市長の答弁のとおりその方向での調整というか協議になっているということでございます。最終的にはなるべく早めに決めたいと思っております。以上です。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 道の駅と今泉記念館について

なるべく早めにしてほしいのですが、当然あるのが、決めたはいいけれども厳し過ぎて——厳しくしなければいけない点もありますけれども、厳し過ぎて誰も出店できなかったというのだと意味がないわけです。それがあって、しっかりと話し合いをしてなるべく市民——それこそ市長もこの間の答弁の中では、なるべくにぎわいを出すためにしてほしいと言っていたわけだし、誰もが思っているわけです。なるべくにぎわいが出るようにしてほしいと、外でもそうだし、例えば人気の川場村だって立ち食いしながらソーセージを食べたりとか、あと栄村はきのこ汁かな、外でやったりとかしているわけです。

やはりそういう外でやるとか、ここにいれば店の中に入らなくてもにぎやかだなどするには、なるべく優しいというのもおかしいが、厳しく制度をするところはしますけれども、でも実際出られるようにしていくというのは非常に重要だと思います。ぜひ、しっかりと、厳しくしすぎて誰も出なかったということのないようにしてほしいと思います。1回決めたからこれを今度は誰も出なくて、「誰も出先がなくてね」で放置するのではなくて、なるべく出品者にもメリットがあるようにして、非常に出られるようにしていただければと思いますが、そういう点についてよろしくご答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 道の駅と今泉記念館について

1つのモデルとして11月3日に行われます塩沢産業まつり、ここにもいろいろな部分から出店していただくわけでありますので、そういう状況を見ながら、決めたら誰でも来なかったなどということでは困るわけですし、先ほど言いましたように全く公平性を欠くということでも困るわけです。非常に調整が難しい部分がありますが、いずれにしてもあそこがにぎわってもらうと、このことが究極の目的でありますので、そういう方向に向けてきちんと調整、協議をしていきますので、よろしく願いいたします。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 道の駅と今泉記念館について

わかりました。今泉についてはこれでやめますが、いろいろなところで農協さんと口約束をしていて、がんじがらめになっているなどという話もちょっと聞いたりもしています。しっかりと決めるところは決めるで協定書とかを結んだりいろいろなところをして、次回の指定管理を決めるときは、なるべく市で融通がきくように。当然指定管理者の根本が変わり過ぎるのも困りますけれども、市のほうで指導権が握れるような、しっかりと口が出せるような指定管理の契約にできればいいのではないのかと私は思います。指定管理についてはこれでやめます。

2 マーケティングについて

次のマーケティングについてにいきます。当然南魚沼市の発展にはマーケティングは大切だと思うが、どのように考えていますか。ざっくりばらんな大きな聞き方で何を言っているのだと思うかもしれませんが、辞書でマーケティングという言葉調べると、「顧客が真に求める商品やサービスをつくり、その情報を届け、顧客がその商品を広角的に得られるようにする活動」

となっておりますので、こういう点について、ただチラシを配って宣伝をしました、広報しましたではなく、それにより例えばこれだけお客さんが来たとか、住民が増えたとか、そういうことも大事だと思いますが、どういうふうに考えておられるのか。マーケティングについてお答えを聞いてみたいと思います。お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 マーケティングについて

このマーケティングという問題につきましては、やはり自治体といいますか公は、ほかの市は知りませんが、私どものところは今まで何かやろうというときには、ほとんどがコンサルでした。これは調査をするという程度のことですから、こういう状況だ、ああいう状況だ。マーケティングというのはまたそこから一步進んで、ターゲットを絞ってやるということもありますし、実際こうすればこうなる、あるいはこうなった、そこまでやるわけです。このマーケティングという手法は、やはりこれから取り入れていかなければならないと思っております。

ただ、まだ今まで私どもがその経験がちょっとありませんので、これを取り入れるとした場合、何をマーケティングするのか。南魚沼全体をやってくれなどと言ってもなかなか難しいものがありますので、その辺を研究しながら実施といいますか、この手法を取り入れる方向で今庁内で意思を確認し合いながら進めているところであります。以上です。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 2 マーケティングについて

実例を言いますと、流山市がマーケティング課というのをを使ってそれこそ市の知名度アップ、イメージアップを図るとともに、市のブランド化をするため市の魅力を市外特に首都圏を対象にしてPRしていく。これはもう人に訪れてもらうためですね。都市間競争を意識した市の魅力ある情報を発信することにより子育て中の共働きファミリーの定住化を促進する活動を行っています。これはもう定住化政策だと、定住化のためのマーケティングだと思います。

これらやるためにいろいろなアピールとか、メディアやツールを利用しているということですが、うちの市でもやはり私もやってほしいなと思うのは、観光客を呼び込むためのマーケティングとあとは定住者です。例えば定住者を求めるのに、東京のほうから連れてくるというのはなかなか大変な点もありますけれども、近隣の中で取り合いをするというのも余りいい考えではない。でも、子育てに優しいまち南魚沼とか、こういうことでイメージアップをしていくのは1つだと思います。また、観光客を呼び込むに対してもチラシを作ってそれを市内のところに置くだけではなくて、ちゃんとそれこそ首都圏とかそういうところに置いていけるような段取りを私はとっていくべきではないのかなと思います。チラシを作って終わりではないかとか、ポスターを作って終わりではないか、そういうことはないと思います。ただ、ちょっとそういうふうになっている傾向もあるので、ここのほうはしっかりといろいろなことを考えて、目的はチラシやパンフレットを作ることではないので、外に打って出る方法を考えていただければと思います。この点について先ほどこれから考えていくというのがありましたが、ご答弁があればよろしく申し上げます。

○議 長 市長。

○市 長 2 マーケティングについて

一般質問の冒頭、岡村議員の答弁の際に申し上げましたように、2020年の東京オリンピックは非常に大きな好機ですから、そういう中で南魚沼市として、市の知名度も当然でありますけれども、何をどういうふうに売り出していけば成功に導かれるのか。具体的にはそういう部分をきちんと念頭に置きながら、マーケティングということをやっていかなければならないと思っております。ですから、そう遅い時期ではないとご理解いただきたいと思っております。11月には、まだはっきり決まっておりますけれども、郵便局さんのご協力を得て深川の郵便局——非常に大勢の方が訪れるそうでありますので、そこで観光協会、あるいは市の職員もということになるかもわかりませんが、PR活動を、若干費用は発生しますけれどもやっぺいこうとか、いろいろなことは今一応進めております。これはもう行ってPRしてくるだけですから、ではその後どうなったとか、あるいはどういう部分をやればいいのかということは、やはりマーケティング調査という部分を、我々ではない外部からきちんと見ていただく。ここだという部分を押し出していかないと、何でもある南魚沼市ということでは、なかなかこれはだめだと思っております。そういう部分をきちんと抽出しながらやっぺいこうという方向をとりたいと思っております。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 2 マーケティングについて

やめようと思ったのですが、ちょっとやはりやっぺいこうと思ったのが、外部に出していかあるわけですね。でも、何となくはわかるわけではないですか。外部の意見を聞くのも重要ですが、今までここに観光客が来ているのは何かといえば、それこそやはりスキーは大事です。お米もそうだし、それこそ夏の合宿とか、そういう点、この地には例えば大阪とかからなどなかなか来ないわけですね。やはり首都圏なわけですね。今までどおり首都圏にやっぺいこう。ただチラシを作っぺいこうしてチラシの大半がこちらのほうで消費されていることのないように、外に、どこに有効的にまいていくかというのを考えたりしていかるといっぺいこうのが、基本中の基本だと思っております。当然やっぺいこうしているというふうな答えがくるとちょっとつまらないのですが、しっかりとそういう点を踏まえながら、一人一人、産業振興部だけに任せるわけではなくて、市民生活部だっぺいこうそうだし、福祉保健部だっぺいこうそうだし、一人一人、1つの部で一体になって取り組んでいかるといっぺいこう点が私は大事だと思っております。いろいろとマーケティングについて市長のほうの答弁もわかりますが、ぜひ、一人一人考えてやっぺいこういただければと思っております。答弁はいりませんのでよろしくお願いいいたします。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は午後1時ちょうどといたします。

[午前11時48分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後1時00分]

○議 長 質問順位4番、議席番号22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 9月に入って毎日のように降っていた雨が、からりと上がりました。きょうは日本晴れだそうですありますが、この日本晴れにそったような執行部からの爽やかな答弁を期待するものであります。

学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

さて今回は学校教育で基礎学力と胆力を育てよと、こういうテーマで質問をさせていただきます。平成9年、当時の六日町6月議会、私は新人議員としてガチガチに緊張した状態でこの壇上に上がり、一般質問に臨んでいました。きみまる流に言うならば、あれから16年、私が教育とか子育てについて一般質問に取り組みことはそう多くなかったように覚えております。

さてことし4月、私は母校である大巻小学校と中学校の入学式に参列しました。私が中学校のころの同期生は1学年168人、しかしことしの新入生はわずか28人、6分の1にも満たませんでした。小学校に至っては私たちのころが98人、それがことしの新入生は何と8分の1以下の12人、ここまで激減してしまいました。私ども団塊の世代、あるいはそれに準ずるベビーブームの時代が決してよかったとは言い切れませんが、子どもの数から見た危機感、不安感というものはまずもって非常に強く大きいものがあります。

それに加えて私の1期目が終わるところだったでしょうか、十二、三年前からゆとり教育という声が高まりまして、授業時間が大幅に短縮された、そういう時期がございました。私は当時この壇上で日本がこのまま少子化が進み、その上基礎学力まで落とそうとするのであれば、将来社会福祉のお金が足りなくなって、海外から援助を受ける時代がやってくる、そんなことを言っていて議場のあちらこちらから失笑をかった覚えがあります。しかしながら今やどうでしょう。私は自民党支持者であり、アベノミクスに強く期待をかける日本国民であります。よほどこれが筋書きどおりに進まない、世界に先駆けて急激に進む超高齢社会この財源を日本国民だけの力で生み出すことができない事態も予想されてくるわけでありまして。

東京オリンピック2020年招致が決まりました。先ほどのNHKニュースでは、この経済効果は3兆円と言われております。直接効果は3兆円ということでありましょうけれども、これを7年間で割れば、わずかGDPの0.1%以下に過ぎないわけでありまして。大きく日本経済の流れが変わるわけではない。そうした中、私は世界で最も貧しい国の1つと言われる南アジアの国にも、また地球の裏側にあつてアフリカ最南端の過酷な人種差別の歴史を持つ国にも行って教育現場を見てきました。そしていかに過酷な状況の下にあつても、我が子の教育の充実を願わない親はいないという、人間としての普遍的価値観だけはむしろ状況が厳しくなればなるほど強く実感してまいりました。

さて、南魚沼市の教育に話を戻します。何年前だったでしょうか。当時の教育長の発言に私が議場で見つけたことがありました。それは最近赴任してきた校長先生から、南魚沼市は子どもも家庭も基礎学力、勉強の大切さを余り認識していないようだ、こう言われたという発言でした。あなたは教育長としてその言葉が悔しくないのかという私の質疑に、あの温厚な教育長がまさに語気を強め、身を震わせて「悔しくないはずがないでしょう」と返したのを私は強烈に覚えています。後段でこの実態について伺いたいと考えてはおりますが、さて本題に入ります。

す。

項目として3点、通告をしておきました。1点目は先ごろ文科省が示した土曜授業への南魚沼市としての評価と対応でございます。そこに入る前に、この南魚沼市の公立小中学校の基礎学力を市はどういうふうに分析をし、位置づけているか、まず伺っておきたいと思っております。

さて、この学力の向上を念頭に置いて文科省が示した土曜授業、来年度から予算化するように聞いておりますけれども、小学校で4,000校、中学校で2,000校、高校では700校、公立高校のほぼ20%に当たるそうではありますが、この6,700校に対して20億円の予算をつけると、こういうことでございます。土曜授業というのは月1回以上の授業を実施する、そして学力向上に取り組むと。ただし、この内容については総合学習であるとか、あるいは地域の特殊な体験技能を持った方の座学に頼らないそういうものでもいいと、そういうことも考えられているそうではありますが、まずもってこの辺への南魚沼市の考えを伺いたいと思っております。

2番目ですが、読書への取り組みをどう図るかということでもあります。新しい図書館が来年度開館するわけでありまして。多くの予算を割いているわけでありまして、本当に読書が必要であって効果が発揮される。児童生徒の年代層に対して図書館がどういう効果を発揮するのか、どういうふうにこの大きな予算が活かされるシステムができているのか、その辺を伺いたいと思っております。

これは1つの例でありましようけれども、埼玉県に三郷市という町があるそうではありますが、ここの市長、議長、教育長は無類の読書家として知られているそうでもあります。そして「日本の読書のまち」を標榜しまして、学校現場では「子ども司書」こういう制度に取り組みながら、子どもたちに対しての読書についての浸透を一生懸命図っているということを知りました。読書は基礎学力、知力そして情緒、こういう人間としてどうしてもなければならない力を育てるのに、大きな力があることはもうここで言うまでもないことではありますが、これについての新図書館の活用法を聞いておきたいと思っております。

3番目ではありますが、この質問に上げておきました「胆力」ということでもあります。どういうことか私はよくわかりませんが、要は大きな壁、難題にぶつかった場合、腹をくくってそこにぶつかれるかどうか。こういう肝が座った人間になれるかどうかということだろうと思っております。そこで市の考えを聞きたいのでありますが、「南魚沼市版元服の儀」これを創出してはどうだろうかということでもあります。私が考えるこの元服の儀というのは、昔でいう元服、すなわち数え15歳ですから今で言えば中学校2年生あたり、ここに親子で参加をして胆力を養う、そういう内容の行事を毎年毎年もつことができないかということでもあります。

先ほどある校長先生の子どもも家庭も、学力・勉強ということについて本当の意味を知ろうとしない。そういう非常に残念な言葉があったわけでありまして、私はこの思春期の一番感じやすくてもまた将来の人間性をつくっていく、これを子どもたちだけではなくて、親も含めて学ぶ、身につける、考えてみる、こういう機会をどうしてもつくっていただきたいと思うのであります。

ことしの流行語には「じぇじぇじぇ」となりまして、「ならぬことはならぬものです」こうい

う言葉が多分上がってくるのではないかと考えているのですが、これは6年ほど前にベストセラーになりました「国家の品格」の中でも大きく紹介されておりました。せつかくの「天地人」の舞台であり、主人公のふるさとに我々は育ったわけでありまして、子どもたちが育ったわけですが、この胆力の醸成にただ作者やマスコミが言ったような「義と愛でございませう」とこれだけで対応しては本当にもったいない。この時期にこのまちならではの理念に沿った、胆力を醸成するそういう考えといいますか心棒を、やはりつくって臨むべきではなからうかとこういうふうを感じるものであります。答弁によってはまた議席からの質問とさせていただきます。

○議 長 中沢俊一君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

教育問題ということですので、教育長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

それでは中沢議員の一般質問にお答えしたいと思います。ここでまずもって「胆力」という言葉について同じ認識で話を進めていきたいと思っております。胆力とは「事に当たって、恐れたり、尻込みしたりしない精神力、ものに動じない気力」簡単に言えば「肝っ玉」とであると認識しています。学校現場では肝っ玉を錬成していくには、小さな成功体験を積み重ねて自信をつけさせることが重要と考えています。しかし成功体験だけでは肝っ玉は育ちません。失敗の経験も子どもたちを成長させるのだと考えています。現在、各学校では人前での発表、地域の人々との触れ合いやさまざまな学校行事などを通して強い精神力を育てるために、日々取り組んでいます。知・徳・体のバランスのとれた人間形成が学校教育の中核となっております。

それでは1点目、土曜授業への評価についての対応についてお答えします。まず評価についてお答えします。土曜授業への評価というよりは学校週5日制の評価という観点でお答えしたいと思います。学校週5日制は、平成14年4月1日から「学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担をしながら社会全体で子どもを育てる」という基本理念によって導入しました。土曜授業がなくなってからことしで11年目になります。

いわゆる「ゆとり教育」がこの年から施行された学習指導要領によるものであります。この11年間の中で、児童生徒の学力が低下したのではないかと懸念がされております。例えばOECD加盟国の多くで義務教育の終了段階にある15歳の生徒を対象にして、語学力、数学知識、科学知識、問題解決力などを調査する学習到達度調査、通称PISAと呼ばれております。日本も初回からこれに参加しております。

学習到達度調査は平成12年から3年ごとに計4回実施され、参加国は32か国、41か国、56か国、65か国と増えてきております。結果として日本のまず数学力は1位、6位、10位、9位と下降気味でございませう。読解力についても8位、10位以下が2回、平成21年にはようやく8位に復活しました。科学力では2位、4位、5位、6位とやはり下降傾向です。学校週5日制

が直接の原因になっているかどうかははっきりしませんが、明らかに学力の低下が見られることは事実です。

そこで、今回全国学力テストがありました。ご存じのように全校抽出の平成21年と比べますと、小学校については新潟県はアップしております。中学校については残念ながら下降気味です。その中で小学校については、数学は県は国よりも高く、市は国よりも低い状況ということです。そして中学校では、県は国よりも低く、市は県よりも低いということで、国語・数学ともやや低い状況が続いているのが現実でございます。ただ、英語については小学校で英語特区で実績がありますから、ウェブ配信テストの結果によりますと、小学校で国際理解を経た子どもたちの学力が上がっているという数値は出ております。

それでは学校週休5日制の基本理念「学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てる」についてですが、「必ずしも土曜日を有意義に過ごせていない子どもたちは少なからず存在する」という指摘もありますが、「家庭と過ごす時間が多くなった」「地域の行事に参加する機会が増えた」等で社会全体で子どもを育てる実践も進み、一定の評価ができるものと思っています。

基礎的、基本的な知識、技能が学力とすれば、学力の確実な定着と学力を活用する力、いわば生きる力ですが、これを車の両輪として伸ばしていく必要があると思います。週末の子どもたちの活動は学力を活用する力の育成、すなわち生きる力を育むという重要な役割で学校週休5日制はここまできたと思っております。

次に今後の対応です。文科省は平成25年3月に土曜授業に関する検討チームを立ち上げました。そしてことし6月28日に中間まとめをしました。現段階では2つの方向から検討しております。1つ目は全国一律全て土曜授業を制度化する場合、2つ目は設置者の判断で土曜授業を実施する場合です。両方とも課題としては学校週5日制が前提に定着したさまざまな取り組みや地域の実情があることに留意した上で検討することが必要であるとされております。

もう1点は教職員の勤務体制についてです。労働基準法、学校教育法、地方公務員法などの法令改正などを検討する必要があることがあげられております。それでは現在、南魚沼市では土曜日・日曜日等の週休日に学習参観や行事等を実施した場合、他の授業日と振り替えております。先に述べましたように、法律改正の必要性があり、南魚沼市に限らず全国の公立学校は授業日と振り替えなく土曜授業を実施することはできない状況となっております。文科省によれば先般公表された全国学力学習状況調査において、「児童生徒の土曜日の過ごし方」について調査しております。この結果を踏まえながら、ことしの秋をめどに一定の方向性を示す予定になっております。市としても今後、国・県の動向に注視してまいりたいと思っております。

2点目です。読書を習慣化する取り組みについてです。まず読書習慣化の重要性についてです。読書は子どもたちの心を豊かにするだけでなく、知的欲求を満たします。読解力の向上につながるなど、豊かな人間性を育成するためには欠かせないという意味から、読書の習慣化の意義は大きいと思っております。

次に当市の小中学校特別支援学校の読書環境についてお話ししたいと思います。今年度、小中

特別支援学校に36名の司書教諭の免許状を有する教員が配置されていますが、図書館司書として発令されている先生方は少ないわけです。ということは教員としての配置であり、図書館司書という発令はなかなかできないということで、実際としては司書の資格のない方も含め、各学校で図書館担当者を決めて児童生徒の読書量の確保に日々努力している状況ではあります。また各小学校では図書館読書会、ふうせんの会にお願いして読み聞かせを年に数回実施しております。

次に今後の取り組みです。来年6月オープンの新図書館と学校との連携を進めるため、現在塩沢小学校をモデル校として準備を進めています。市立図書館の司書が塩沢小学校に出向き、小学校の図書委員や担当職員に図書館の本の整備、掲示物の仕方などのノウハウを月に1回のペースで教えています。また、子どもたちが本を読みたくなるような本の紹介文、作り方、PRの仕方などの研修を行っています。来年度はこうした活動を他の小学校でも行い、学校と図書館の連携をさらに図っていく予定です。

最後に3点目「元服の儀」についてです。元服にちなんで、近年全国の中学校行事で「立志式」を行う学校が増えています。14歳になった人を祝う式です。中学校2年のときに行っております。将来の決意や目標を明らかにするというので、大人になる自覚を深める式で、先ほども言いましたように中学2年生で実施している自治体が多いです。

昭和45年ころから無気力、無関心、無責任の若者気質を指す「三無主義」という言葉が使われ始めました。これに無感動を加えて「四無主義」という言葉があります。こうした社会状況の中で将来に対する夢、その夢の実現に向けて努力することの意義を持たせること、すなわち「志」を持たせることは大変重要であり、志を持つことは子どもたちの自己実現のみならず社会の形成者として社会に貢献しようと努める頼もしい姿であり、若者が将来社会に出たときに志を持ち、みずからの仕事を通して積極的に社会貢献に努める態度を養うのは日本の明るい将来の展望につながります。

現在本市では、この志の育成はキャリア教育の一環としてどの学校でも行っています。身近なことでは毎月、あるいは毎学期目標を短冊に全員が書き、それぞれの目標の実現に向かって取り組んでいます。学校外では職場体験活動を行い、働く人々に接し、働くことの意義について学習しております。中沢議員のご意見にある中学校2年生の親子、学区もしくは全市で一堂に集めて「学ぶことの意義」や「志を持って胆力を養うことの大切さ」を共通理解する催しを持つことについては、貴重なご意見として拝聴させていただきます。ただ、今現在本市で学校が何もしていないわけではなく、それぞれの独自の取り組みをしていることもご理解願いたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

それでは逐次質問を加えていきますが、まずこの土曜授業に対する認識ということであり、新聞報道で先ほど私が述べたようなことが国の方針として出ているわけですが、要はこれに対して、さっき教育長が言われたように静観をしながら模様眺めしていけるのか。それと

も全体の20%をモデル校にするのであれば、そこに対して積極的にかかわりながら土曜授業について研究をしていこうという前向きな思慮といますか、そういう取り組みはなされるのかどうか、これをまず聞きたいと思っています。

○議 長 教育長。

○教育長 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

モデル校に手を挙げるかどうかについてはこれから検討しますが、当然積極的に勉強し、検討していきたいと思っています。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

私もこれについては確かに、教員の立場からは非常にやはり抵抗があるようであります。当然ながら教員の負担が増えやしないか。あるいは例えばそういう外部からこの土曜事業を指導に人が入ってきた場合、その教員の資質・能力がそこで判断されてしまいやしないか。そういう外部からの判断に対する教員の皆さんの当然それは抵抗があるわけではありますが、こういう場面については教育委員会はどういうふうこれから対処していくのか。研究をしていくという答弁があったものですから、参考に聞きたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

当然、研究をしていって、結果が出た場合については教員とも密なる打ち合わせをしていきたいと思っています。その前に、週5日制ということが出たときに、月曜から金曜日までの間で学力を養い、土日でその基礎を活用しながら生きる力をという部分、私はこの2本立てについては重要だと思うのです。だから、単にすぐに土曜授業ということに走る前に、もう一度月曜から金曜までの部分で基礎学力がつくのかどうか。そして土日の部分で家庭・地域を含めて胆力の部分をもっと掘り起こす活動をしていくべきではないかと思っています。ただ流されて土曜授業に行く前に、週5日制のよさをもう一度確認しながら足りなかった部分を再度手を入れるということも大事だと思っています。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

当然のことです。当然のことではありますが、また学校の教育現場の先生方、この人たちへの配慮といますか、今の教育委員会のこのメンバーをずっと点検をしてきますれば、やはりもう少し教育現場に精通した立場もわかりながら、またその皆さんにこういう役割をひとつ担ってほしいと。現場を知りぬいた中での助言なり申し入れのできる人が私は欲しいような気がしていますが、いかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

全県の中で私教育長も含めて教員の経験のないのが行政をやっております。ただ、それはそれでのよさもあると思いますし、常に言っておりますが南魚沼市は管理指導主事2名、指導主

事1名、それに学習指導センターに3名の指導主事の6名を配置しております。これも全て市の割愛です。これほど教員、現職の教員を市の行政に抱えてやっているところはないと思っています。あとは教育長、私の力がどこまで頑張れるかということで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

今非常に安心をしております。と申しますのも前例踏襲主義ではなかなかこの難局は打破していけない。まさに教育長の「胆力」に私は期待をしております。

2番目に移らせていただきます。児童生徒この年代への読書の浸透であります、先ほど私は三郷市という例を挙げました。国としては読書のこの必要性をちょっと今ここに手元にあつたはずであります、制度の名前は紛失しましたけれども、要はそういう形で取り組んでいるということでありまして、ここには当然予算も組んであるわけであります。

例えば公の制度ではありませんけれども、ある自治体が始めた「子ども司書」これは決して大人のような司書ということではなくて、専門的な知識をどうこうということではありませんけれども、本に親しむ、また本を子ども同士で勧め合う、これに必要なシステムをわかりやすく子どもたちに教えながら、子ども同士でこの読書を深め合う、高め合う、こういう制度であります。今では40ほどの自治体でこれを取り入れながら、これが広がっているようであります。私はもちろん本の数をそろえる、品をそろえる、そしてそれなりの読書環境をそろえることは大事であります、やはり本当に必要なのはこういうソフト、人の輪のシステムを作り出すことではないかと思ひていますが、それについてのお考えを伺ひます。

○議 長 教育長。

○教育長 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

今ほどの件については私も同感でございます。子どもたちにそういう力をつけるということで、今同じようなことで城内中学校でトミオカホワイト学芸員という制度をやっておりますから、やはり専門家が育成しながら子どもたちにそういう司書的な力をつけるということは、今後大切であると考えております。取り組みを検討してまいりたいと思ひております。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

三郷市で取り組んでいるもう1つの例がありますが、それは、これは「かどく」と読むのでしょうか。家という字に読むという字であります、これは同じ本を家族で読み合うということだそうであります。なるほど考えてみると、親がそこで感想を言う、子どもが素直にそこで感動を親に伝える。そこからまたいろいろな取り組み、展開が始まってくる。これがやはり血の通った読書の姿ではないかと思ひますが、この辺についてはどういうふうに解釈されますか。

○議 長 教育長。

○教育長 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

やはり基礎学力、胆力をつける最も大切な部分は家庭であると思ひております。そういう意

味で今ほどの話、家族を挙げて同じ本を読むということは大切だと思っておりますので、その部分についても勉強してまいりまして、できれば取り入れていきたいなと思っております。以上です。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

3点目に移ります。これは元服の儀に関してであります。一言で言えば胆力というこの生きる力でしょうか。どこの自治体でも取り組んではいることはわかります。しかしながら、どうもスマホに流れてしまう子どもたちが、どうしても増えていく傾向が止まらない。そういうことであります。

これは喜多方ラーメンの仕掛け人である山口さんという、今はもう故人であります。この方を六日町にお招きして聞いたときの話でありますけれども、もともと国の役人であったこの方は、当然海外の役人さんとの付き合いも多くあったそうであります。あるときヨーロッパのある高官が、3年ほど親しく交際した人であったそうであります。「山口さん、私は日本に期待をしてこうして3年間きた。けれども、今の日本には私は幻滅を持って国に帰らざるを得ない。」こう言って帰国の途につこうとしたそうであります。

山口さんという人は会津の生まれなものですから、まあそうおっしゃる前にということで、自分の故郷にこの方を連れて来られた。そこで見てもらったのは会津のこれはもう百何十年以上も続いていることであまりましようか、剣技とといいますか、剣舞とといいますか、選び抜かれた少年たちが、年に1度大勢の皆さんの前で剣を操りながら技を披露する、こういう行事があるのだそうであります。

当然そこには精神性が伴うわけでありまして、そのヨーロッパの高官は非常に感銘を受けた。「私は来年、今度は自分の仲間を連れてもう1回日本に来るつもりだ。」と言って帰った人が、約束どおり3人の政府の役人さんを連れて日本に来たということであります。さっきも言いましたが、この「天地人」をもっともっと掘り下げて見れば、私どもにもこれから取り組んでいける、そういう精神性というのは作れるのではないかと思います。やらなければもったいないと思っております。この辺についての取り組みを伺いたい。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校教育で基礎学力と胆力を育てよ

学力がうたわれる中で、何のために学ぶか、どうして学びたいかということを知る最も大切な部分が私は志であると思っております。そして、直江兼続という武将がいたわけですから、これに学びながら子どもたちにわかりやすく志を持つ環境をつくるのが行政の仕事と思っております。言われるとおりだと思っておりますので、いろいろの方法を駆使しながら子どもたちにわかりやすい志を持てる環境づくりに邁進してまいりたいと思っております。

○議 長 質問順位5番、議席番号16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 議長から発言を許されましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思っております。

魚野川の河川環境について

通告文はちょっと具体的な部分を欠いていましたので、私の質問をお聞きいただきましてまたご答弁をいただければと思っております。

平成 20 年 12 月議会で「よみがえれ清流魚野川」と題して市長の考えを伺いました。5 年前ではありますが、そのときは不法投棄や産廃問題、そして企業の社会的責任などから話を進めて、魚野川の現状に対する認識の共有と施策展開についての提案に理解を示していただきました。生態系の回復に知恵を出していきたいという答弁もいただきましたし、環境行動計画の見直しの際には、水や水生生物の視点も盛り込めるものは盛り込んでいく、行動計画になくても対応していくと、前向きな答弁をいただきました。

その後、当然答弁に従って調査や検討、活動がなされているものと思いますが、私が確認を怠っていたことにも問題がありますが、施策展開が具体的に進んでいるのか、目に見えていません。答弁しっぱなしなどということはないと信じていますし、随時進展が図られている最中に一昨年豪雨災害等がありまして施策展開がストップしたのかもしれない。5 年前の答弁を信頼し、本日の質問につなげていきたいと思っております。

8 月 30 日でしたが、中之島小学校の総合学習のお手伝いに参加してまいりました。子どもたちは魚や水生昆虫、植物などを観察・調査し、自然の大切さを学んでいます。この活動に関連しまして、6 月に鮎の放流を体験してもらいました。これらの活動には魚沼漁協中之島分会から大変な尽力をいただいておりますが、8 月 30 日は魚をとる体験と魚を食べる勉強の予定でしたが、あいにくの天候のため、食べるのが主体となりました。子どもも大人も鮎の塩焼きを堪能して大喜びでした。

その中で子どもや父兄から、漁協は何をしているのかという質問がありました。私が漁協の役員をしている関係で答えさせていただきましたが、魚をとることや関連する商売を職業としている人や魚を趣味をしている人の集まりだが、魚を育ててとることで魚の側から自然の様子を観察している団体だと答えました。みんなが魚とりや川遊びができるように危険な箇所の確認やごみなどの撤去を行ったり、魚がたくさんすめる川を守っていく活動をしています。また、水がきれいではなくては魚はすめない。魚がすめない水は幾らきれいに見えても決して安全ではないということも話をさせていただきました。子どもたちもわかってくれたようでした。

魚沼漁協では毎年ですが、1 億円を超える費用を種苗生産、要は採卵それから飼育等々を行い、そして放流、当然漁場の管理、河川の管理などにこの金額を投入して活動をしています。特にサケ・マスにおいては特別採捕の許可を受け、毎年 300 万円以上の赤字にもかかわらず、漁業資源の確保・維持のために資金投入を続けています。実はサケは毎年 200 数十万尾放流しております。しかし帰ってくるのは 4 年後に 5,000 から 6,000 尾くらいです。川で放流することで、実は沿岸や近海のサケ漁も継続され、皆さんの食卓にもそれが上っているものだと思います。

漁協のこれらの費用は組合員の賦課金と遊魚料並びに稚魚や成魚の販売代金で全て賄っています。特に鮎の遊魚料、これが大きな財源になっているということでもあります。漁協は一方的

という思いをお持ちの方もいるかもしれませんが、このことを理解していただかないと、なぜ河川環境や自然環境について再三言及しているかわかってもらえないものと思います。

それでは本題に入りたいと思いますが、環境基本計画には水質保全や水辺環境の保全が言及されているわけですが、近年の異常気象やそれに伴う被災状況などに鑑み、国土交通省では河川整備計画の見直しが進められ間もなく決定の運びとなるようですが、自治体では見直しの機運が見えません。県に河川整備の計画の見直しがないかと聞きましたが、数年前に見直したので考えていないという返答だったと思います。一昨年の豪雨災害や最近のゲリラ豪雨の被害を見れば、再検討を考えるのが当然ではないかと思いますが、そのようにはなっていないようです。

国土交通省は河川整備計画の見直しの中で、河川の自然環境や魚族への配慮について、今まで以上に踏み込んでいます。漁協も意見表明をする場があり、いろいろな提案をさせていただきました。それらのことについて丁寧な答えもいただきましたし、非常に踏み込んで計画の中で考えているというお答えもいただいています。市も管理する準用河川があるわけですし、県も関係地域の安心安全のためにも必要な見直しとあわせて、水辺環境の保全についてしっかりとした方向性や施策について言及すべきだと思います。

また、河川工事や災害復旧工事に際しても水辺環境についてその理解や言及がないために、現状ではコンクリートで固めれば安心安全との安易な設計になっているものが多々見られると思っています。また最近は少なくなりましたが、川の中から石を拾って護岸の工事をするようなものもありました。不要な土砂を撤去した中から拾うのであれば何も問題はないと思いますが、川の中に見える石をたくさん拾う。それも大きな石を拾ってしまうということになれば、残るのは細かな砂利や砂、そしてドロになってしまいます。魚がすみやすい環境からはほど遠いものになってしまいます。

それだけでなく大きな石の表面にはドロやごみが付着して魚の餌となる水生動物や藻の生育環境は悪化しています。少しくらいの雨では濁らなかった川が今では濁ります。雨がやめれば濁りはすぐおさまっていた川が今ではなかなかおさまりません。一昨年の豪雨災害以降は特に顕著になっています。砂防ダムや床固め工などにより出水しても石は動かずに、砂利やドロだけが流れ出して下流の大きな石を覆い隠しているのかもしれませんが、濁りはあっても石が動かないことで魚の生息環境は悪化しているのではないかと危惧をしています。工事をすると川底もしっかりと整地をしてしまいます。石が埋められてしまっているのが現状で、最近では何個か寄せて川の流れの中に置くようにはなってきましたが、自然の環境とは大違いであります。

そして、濁り水ですが、科学的な見地で言えば何ら問題なくても、餌が育たなかったり付着しなかったら魚は育ちません。特に三国川の白濁りです。漁協では科学的な見地について了解したという記録はありませんが、白濁りそのもの自体が有害だとは思っていません。しかし、この夏のように長期間にわたり白濁の流れが続いては、川底は真っ白で鮎の餌となる藻は育ってみようもありませんでした。魚野川では三国川交流点から下流に釣り人が皆無の状況が1か月以上続き、再三にわたり管理事務所へ改善を求めましたが、残念ながら対策のないまま放流

が続けられました。きれいな川と呼ぶには甚だ不適格の状態が続き、清流などとはとても言えない状況でした。

市長からは前回もいろいろな言及をいただきましたが、改めて魚野川の現状をどのように認識されているのか。またこのような状況に対して、河川環境保全に向けてどのような施策展開をお考えかお伺いをしたいと思います。

次に魚野川の水問題です。魚野川流域水資源確保検討委員会では、魚野川の環境維持に必要な正常流量について渇水時に最大 2,900 万トンの水量が必要との数値を受けて、これを今後の議論の基礎として水確保に向けた方策の検討に入ることとなったようです。我々素人がこの数値について言及のしようがありませんが、この 2,900 万トンの水を確保する方策については非常に興味のあるところです。

この夏、日本一暑いところとして有名になった高知県四万十市ですが、以前から日本一の清流と呼ばれていた四万十川流域にある町です。四万十川はダムや堰が 1 つもない川ということでもご存じの方もいらっしゃるかと思います。清流を守っていくのにダムは必要ないとの信念から、計画はあったそうですが、つくられることはなかったと聞いております。ほかにもダムなどがない川はありますが、総じてきれいな川が多いようですし、そして魚の宝庫になっています。

魚野川の水確保についても当然ながらダムを検討されることだと思いますが、2,900 万トンということになれば 1 つのダムで賄うとすれば、三国川ダムより大きなダムが必要になるということだと思います。以前にありました清津川ダムが実現していればこのような問題はなかったのかもしれませんが、現実には魚野川流域でため池も含めて多様な検討がなされるものと思えますけれども、現状での課題や検討の方向性、市長の考える具体的施策について、水の環境としてお考えを伺いしたいと思っております。

私は前回も申し上げましたが、水質調査に魚や水生生物の状況を評価し、調査の「見える化」を図ること。目に見える環境評価が市民の安心につながると思いますが、自然環境を目に見えるように評価し、公表することは観光や農業に大きな影響を与えることだと思っています。幾ら科学的な見地で数値上安全だと言われても実感として受け止めることは難しいと思います。市長からは前回以上の答弁があると期待して壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議 長 関 昭夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 関議員の質問にお答え申し上げます。

魚野川の河川環境について

魚野川の河川環境ということの中で、まずはこの災害に対する安全安心と自然環境保全の両立という部分から触れさせていただきますが、今議員がおっしゃったように、この魚野川の河川整備につきましては、県が平成 16 年に作成いたしました「信濃川水系魚野川圏域河川整備計画」に基づいて実施をされているところであります。この「魚野川圏域河川」という言葉が使われておりますけれども、これはご承知のように県が管理する魚野川の中で八海橋上流がまずは魚野川でありますけれども、それから石打の五十嵐橋までの間でありまして、この中に三用

川・十二沢川・伊田川などの8支川を含んでいるこの計画であります。この計画の中では魚野川ほかそれぞれの河川の現状と課題を踏まえて、整備計画の目標を定めて、計画策定後の平成20年から平成30年にかけて河川整備の実施に関する事項を定めているということでもあります。

魚野川圏域内の河川、先ほど触れましたそれぞれの河川であります。これは度重なる水害によりまして非常に被害を受けて河川改修を行っていますが、近年でも洪水によって浸水被害は受けているというところがございます。このように圏域内河川の治水安全度は依然としてそう高い部分ではないと認識しております。そういう中で河川整備目標を達成するために計画高水流量を安全に流下させるように必要な断面を確保するというようになっておりますけれども、そういう方向で今進んでいるということだけであります。

河川の平面形状、それから縦断、横断、河床掘削、築堤、護岸、河川拡幅、いろいろ河川改修を実施する方法はございますけれども、これらを駆使してうまく整備をしていこうということでもあります。河川環境の保全と整備を図るために、河道の連続性、水際の多様性これらについて配慮した河川づくりに努めるとしてありますし、背後地の土地利用と調和のとれた景観に配慮した河川整備を行うと明記をされております。災害復旧や局部的な河川改修、改良工事、これらは必要に応じて実施しているところであります。

魚野川の河川環境維持につきましては、整備区間は今議員がおっしゃったように植生が豊かで水辺と周辺環境の調和のとれた景観、あるいは動植物の良好な生息、生育環境が形成され—現在形成されているわけであります。若干の議論はありましようけれども—こういうことの中で、河川改修に際しましてはこれらに十分配慮して、低水路の流れ、水深に変化を持たせる。あるいは瀬やふちの形成を図るとともに生態系の連続性に配慮した水際線を保全・復元するというふうにやっております。そして多種多様な動植物の生息、生育環境を確保すると考えているところであります。それから河床掘削を行う場合には、できるだけ現況河川河床を残すことにしております。議員がおっしゃった全部踏み固めているとかということもあるのかもわかりませんが、そういう中で魚のすみかとなるような石、大石も含めてですね、そういうものがある場合はそれを残置、残して置く、これらについて南魚沼地域整備部発注の河川・砂防工事に係る特記仕様書の中で明記をして発注をしていると、そういう環境に配慮した工事関係を行っているということをまずはご理解いただきたい。そして、水害から我々の身を守る、財産を守る、安全安心の部分にも配慮しながらやっているということでもあります。

濁水対策であります。本当に工事が発注されて濁り水が出る、これはある程度致し方ない部分がありますが、一時的なものですし、なるべくそういう濁水を下流に流さないような方法を取りながら工事施工には努めているところであります。三国川の件につきましては、ちょっと前に申しあげましたように、その問題があってもう10年以上調査をして、そこに漁業組合の五十沢支部の代表の方も加わっていただいて科学的な根拠も含めて調査をしてきたわけでありまして、ちょっと触れましたように、科学的に魚に有害物質があるものではないということですが、現にああして濁っているわけでありまして、魚もやはり少なくなってきた。このことは確認をされておりますけれども、では、どうすればいいか。フラッシュ放水とか、いろいろ

のことを試みながら改善に努めているところであります。どの程度今の三国川のダム底部のほうに土砂が堆積してそうなのか。あるいは平成16年の中越大震災以降に、割合とあの濁りが出てきております。

ですので、山の土砂止めもどこが必要かということでありまして、一度ヘリで上空から視察させていただいたときには、十字峡の向かって右側の沢は何ていう沢になるか。下から向かって右側の沢……（「下津川」と叫ぶ者あり）下津のほうの山腹崩壊、これらが非常に顕著でありました。しかし、先般ヘリで視察した際は、山肌が露出しているような部分というのはほとんど見えなくなっておりました。ですから、ある程度改善はされてきていると思いますけれども、今度は堆積した土砂の部分もありますので、引き続き三国川ダム管理事務所のほうではそういうことに配慮しながら放水の変更を試みたり、いろいろのことを考えながらやっているということで現状をご理解いただきたいと思います。

清津川問題のこの魚野川の河川環境維持についてであります。ご承知のように、なぜ今になってという部分がありましたけれども、清津川筋から清津川の水は清津川に返せと、こういう問題が提起をされまして、非常に長い間、対立ということではありませんけれども、陰悪な場もありましたが協議を続けてまいりました。ようやく先般、知事そして十日町市長、私の三者の中で、でき得れば清津川の水に頼らずに魚野川流域だけで、魚野川の河川環境を維持するような抜本的な方策を検討してほしいということで知事もそれを了解いたしました。では、抜本的な検討をしましょうということで、何かちょっと長い名前ですけども、何て言う名前だったかな。魚野川河川環境維持どうかこうとかという、その名前であります。

その中で今議員がおっしゃったように、魚野川の渇水時の中での最低必要水量、2,900万トン、これは議員がおっしゃったように三国川ダムが2,750万トンの貯水量ということで築堤をされておりますので、三国川ダムよりやや大きめの——ダムとすればですね、必要になるということでありまして、今はこれを5方策に絞り込んでおります。当初は18の方策から9方策に絞っていきまして、最終的には5の方策であります。1つがダム、もう1つが河道外の貯留施設、これはいわゆるファームポンドとか農業用のため池みたいなものをあちらこちらにつくるかというようなことです。それから、地下水の取水、もう1つは本当のため池ですね。それから既得水利権の合理化・転用、これは今清津川のほうから毎秒5.6トンでしたか、取り入れているわけでありまして、これを全て清津川に返しても清津川のほうは確か大変なことになるわけでありまして、5.6トンは例えば多いとしても、このうちの2トンなり3トンなりをそのまま使うという方法もないばかりではないわけでありまして。

今若干試験放流的なことで1トンとか2トンとか清津川のほうに返しているわけですけども、それによって魚類の生育状況等も大分改善されてきております。試験放流を始めてから清津川筋では、清津川で鮎を食べる会とかという、こちらの鮎のまねをしたみたいなことをやって、ようやく鮎がとれるようになった。ただ、これは信濃川の水を増やしたからそこから、鮎が清津川のほうに登ってきているという説もあります。清津川の水が少なかったからではなくて、その本流にあたります信濃川が夏場ほとんど渇水状態でありましたから、その水が回復し

たことによって魚類も清津川に戻ってきたと、こういうこともあります。これははっきりしておりませんが、そういうことで河川環境的に全ての水を清津川のほうに返すという方法が本当にいいか悪いか。このことも今合わせて検討していただいております、この中にはオブザーバーで漁協の鈴木参事からも出席していただいているようであります。次回開催が今年度中に予定をされておりました、今まで検討されてきた中間の取りまとめを行う、平成27年にはその方向をきちんと打ち出すということになっておりますので、これに注目をしてまいりたいと思っております。

目に見える環境評価、前回の質問からの続きでありますけれども、今魚を含む水生動物の種類、数量に変化をもたらす要因は、非常に多種多様な要素が絡み合っていると考えられております。流入する支川の影響、水路のコンクリート化、雪解けや豪雨によります山腹崩壊、地球温暖化の進行、気温・水温の上昇、冬期間小雪の年は春以降の出水量の減少、いろいろございまして、1つの要因だけではないわけではありますが、全ての環境問題これらが連続しているものだと思っております。

そういう中で魚や水生動物の状況、調査、比較、そして今、これが原因だという決定的な原因を特定するということが非常に厳しい、不可能に近いということでもあります。この現段階の中では環境評価の手法について何ら変更はいたしませんけれども、河川環境維持の大きな指標であります水質検査はきちんとやっていかなければならない。そして水質検査のちょっと結果はご存じでしょうか。申し上げますが、魚野川圏域河川のBODの部分であります、魚野川の水質検査の結果の部分であります。河川流域ではなくて魚野川であります。平成10年が1.8、これはA類型、平成5年は2.2という非常に高い数値が出ていまして、これはもうB類型、非常に数値の高いところでありました。10年1.8、15年1.6、21年1.4、22年1.5と、ここはずっともろもろの施策が功を奏してBODの部分が安定をしておりますけれども、平成23年だけ0.9と極端に下がりました。これは豪雨で出水によってこういう数値が出たのではないかと思っております。ちょっとこれは特殊であります。平成24年度も1.2と、徐々に、徐々に改善をしておりますので、これらの要因がどこにあるかということはまだ我々が現実としてつかめているわけではありません。先ほど申しましたもろもろのことをきちんと実施をしながら、河川環境——確かに目に見える環境評価というのは、外部からも含めてきちんとした安全につながっていくわけでありますので、今それらの体制をまた維持しながら、今の手法をしばらく継続をさせていただきたいということでもありますので、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 魚野川の河川環境について

答弁をいただきましたが、今の現状を維持してという答えにはちょっと不満が残りましたが、ただ、現状認識は非常にしっかり確認をさせていただきましたし、もっているなと思っております。まずその河川整備、災害復旧工事と河川環境の維持、両立の部分ですが、せつかく国土交通省が今までの部分を含めて大幅な見直しをして、災害対応という部分が非常に大きな要因

だったと思いますが、にもかかわらず県はなかなか腰を上げない。今の話ですと平成16年、もう10年近くも前に作った計画のまま、これでいいのだと捉えているのだとすれば、市民の住民の安心安全はちょっと不安が残るのかなという気がしています。

その当時決めた整備計画すらもまだ実現できていないのだから、それをまずやってという考え方もあるかもしれません。少し踏み込んで、また踏み込む中で国土交通省のように水辺の環境というか、そういう部分への言及も一段と深めていただければとも考えております。市長は県の見直しをしなくても大丈夫だということに対して、どんなご見解をお持ちでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 魚野川の河川環境について

平成23年の豪雨の際、あれが100年に一度とか300年に一度とかというそういう面から見ますと、下流域のほう、いわゆる八海橋から下流の部分が、今国交省が出しておりますような形で整備をされれば、そういう安全安心面については現在の計画で私は大丈夫だろうと感じております。下流域の整備が進めば、もっと水を引く力といいますかこれも進みますし、あの状態の中で多聞橋の付近でしたか、ほぼ橋の桁にかかるという状況でありましたけれども、あれもあの下流のほうの部分がある程度河道幅が広がったりとか、あるいは流下流量が大きくなればそれは防げたわけであります。この面について、それは300年に一度がもっと多いのが来るのかもわかりませんが、あの雨の中でも耐え得たということであれば、私は今のところはこの状況の中でいいのだろうと感じております。

○議 長 16番・関昭夫君。

○関 昭夫君 魚野川の河川環境について

確かにすごい豪雨だったなと思っていますし、幸いにして溢水といいますか、乗り越えるようなことがなかったのは、それでよしとする部分もあるのかもしれませんが、全国的なこの夏の状況などを見れば、今までに経験したことのないような豪雨というものがどこにでもあるわけです。同じところで続けてある。一昨年の豪雨も3日続けてありましたのでそういうことでもあるわけですし、いつ何時また起きないなんてことはもう到底言えない状況にあるのだろうと思っています。その部分はまた災害が起きてからなんていうことではなく、きちんとした対応を当然市長もお考えだと思いますし、的確な要望も続けていかれるのだと思います。私はさっきも言いましたけれども、そういうことを見直す中で、今まで以上に自然環境、そして水辺の環境への言及に踏み込んでいただきたいなと思っています。見直しをしなければなかなかそこに行かない。

先ほど工事を発注する際に特記仕様書にということをおっしゃいましたが、実は工事をする側にすれば、決められた形状をつくらなければ検査を通らないわけです。恐らく市も設計図どおりに設計されたとおりのものができ上がらなければ検査を通らないわけです。川の中に一直線に線が引かれていればそのようにつくらざるを得ないのが多分業者だと思うのです。せっかく特記に書いてあっても、検査員はそんなふうには捉えない。形がそのとおりでなければという部分だと思うのですよね。

結果は今はおかげさまで最終的に完成の前に漁協の地域の皆さんと相談をして、形状の部分を確認してもらったりしていますので、トラブルも大分少なくなってきましたが、やはりそういうところがきちんとなっていないと、いつも業者と、いや、濁りがどうだとかという話になりがちだと思っています。おかげさまで大分それは少なくなりましたし、また地域の安全安心のためにやる工事を否定するなんてことは絶対にありません。ぜひ、そういう部分は続けてしっかりやっていただいて、その中で今まで失われた部分をまた復元してもらえればいいなども考えているわけです。最初に言いました計画の見直しをすることによって、そういう部分をきっちり計画の中に組み入れていただくことが大切ではないかと思っているのですが、もう1回ご答弁をいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 魚野川の河川環境について

冒頭にちょっと答弁で触れましたように、魚野川の河川環境維持については、整備区間が19.4キロ。この間でありますけれども、植生が豊かで水辺と周辺環境の調和のとれた景観や、動植物の良好な生息・生育環境が形成されているので、河川改修に際しては、これらに配慮して低水路の流れ・水深に変化を持たせる、あるいは瀬やふちの形成を図る、こういうこととともに生態系の連続性に配慮した水際線を保全・復元するなどして、多種多様な動植物の生息・生育環境を確保することというふうに、この計画の中にきちんとうたわれております。

この部分が実際こういう工事をするか否かというのはちょっと別問題としても、こういうふうに格調高くうたわれておりますので、それを変更しろというのはちょっとなかなか、意見を挟みづらいところであります。これに基づいてやっていただければ、今議員がおっしゃっているようなことも我々が若干懸念を持っているようなことも全部解消されていくわけであります。ですので、このとおりとにかくやってくださいということを今申し上げているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 魚野川の河川環境について

おっしゃられるようになっていけば、そういう話にしないわけですがけれども、せっかくうたってあっても実際にはなかなかそうならない。具体的に実行に移されていないので、いろいろな話が出てくるのだと思っています。これ以上続けませんが、ぜひまたその辺を強力に要請をしていただきたいと思います。

次に濁りの件ですが、ダムの中に堆積しているその白い部分というか、これが非常に軽くて少しの水の動きでもダムの中で大きく攪拌されるという部分があるそうです。上流のほうで山が崩れた部分、そういうところが原因になっているというのは十分承知ですし、その崩れたところの対策はダムの管理事務所の管轄でないのも十分承知しています。

一義的にはダムの中にたまった部分から放流で出てきているということで、ダムの管理事務所から対策を、あるいはダムの管理事務所から原因になっている箇所を森林管理署でしょうかよくわかりませんが、そういうところにやはり改善を要請していただく、市も当然そこに加わ

っていただく、そういうことを続けていただかないと、最初に言いましたけれども、何といても鮎が一番の財源で、それで河川を守る活動を一義的にやっている漁協としては非常に大変だなど。

それこそ鮎まるかじりのああいふ部分も継続していかれなくなる可能性だって大きいわけですので、ぜひその辺の要請をしっかりとしていただきたい。漁協を含め、県会議員・国会議員まで漁協からも要請をしましたが、なかなか思うようなことにはいかない。すぐ対策ができるともってはいいませんが、ぜひ市からも強力なバックアップをお願いして要請をしていただければと思いますが、見解をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 魚野川の河川環境について

そのとおりでありますので、引き続きその濁水対策。今議員がおっしゃった下津川の例えば崩壊している部分への堰堤的なものとか、そういうことが必要であれば当然やっていかなければなりませんし、一義的には三国川ダム管理事務所にも、そして国に抜本的な解決策をとにかく見出してくださいということは今も申し上げておりますが、また改めてそのことはきちんと申し上げてまいりたいと思っております。

前段の先ほど触れましたとおりに、どうも工事が発注されていないという事実があるようであれば、我々もちょっとまた、どこがどうだということではなくて、これに基づいてきちんとした発注を行ってくださいということは、また改めて申し上げていかなければならないと思っております。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 魚野川の河川環境について

次に魚野川の水の関係であります。魚野川流域水資源確保検討委員会というのだそうですが、市長からもおっしゃっていただきましたけれども、漁協も参事がオブザーバーという立場だそうですが参加をさせていただいて、意見を述べることもできるということで発言をさせてもらっているようです。今回のダムの白濁の問題等もありまして、漁協の中ではダムは絶対反対だという声が非常に大きいです。三国川ダムを了解してしまったがためにこういう問題が発生していると。後々その当時の役員が了解したためにこうだということを言われるようなことになっては非常に悪いと、まずいということで、そんなふうに捉えております。ダムが絶対だめだとかということではありませんし、やはりいかに水がなければ河川環境などという話にはならないわけですし、鮎釣りが続くなんていうことにはなりません。いろいろな方策は考えていただかなければいけないわけですが、おかげさまでオブザーバーとは言いながらもそこに参加をさせていただいておりますので、ぜひ意見を聞いていただきながら、またよい方法・方策をきちんと検討していただければと思いますが、見解をお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 魚野川の河川環境について

検討委員会がどういう方向に向かっていくのかは、ちょっと先ほど絞った5つくらいしかま

ずは方法がないだろうということですので、これらを注視しながらであります、これを行うことによって河川環境が悪化するとか、水は確保したけれども環境は悪化したということにはならないようにやっていかなければなりませんので、また我々も折に触れてこの検討委員会の――うちは誰が入っているか。部長が入っているようでありますから、そういうことの中で清流・河川環境を維持しながら水量もある程度きちんと確保できると。この方向を模索してまいらなければならないと思っております。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 魚野川の河川環境について

最後ですけれども、市長からも答弁の中で言及していただきましたが、本当に魚野川がきれいだなという、あるいは南魚沼の河川はみんなきれいだなというのは、必ずやはり地域にとって好影響を与える。観光にしる、農業にしる絶対いい影響を与えると私は思っています。それが見える評価だと。先ほどBODの数値の話をしていただきました。確かに数値的には改善していますが、それは残念ながら0.1下がりました、0.2数値が下がりました。よくなりましたと言ってみても、誰も見えないのですよね。私が子どもたちに言ったのは、幾らきれいに見えても魚がすまない、あるいは植物が育たなければ絶対に安全ではないよと。ただ、少く溜っていても魚や植物が育っていれば、その水自体は安全かもしれないけれども、みんなが見てきれいだと思いますか。やはりきれいで魚がいて、植物が育って、昆虫が飛んでいる、そういう状況が一番いいのではないの、という話をして子どもたちが理解をしてくれました。数値上の話だけでなく、やはり見える、そういう評価で全国に発信ができるように、最初に言いました環境行動計画等の見直しをぜひ進めていただきたいなと思います。見解をお聞きして終わりにしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 魚野川の河川環境について

前回のご質問の際に、この水環境保全条例を見直すことはどうかというご質問をいただいております、検討してみなければならない。ただ、この条例だけに限って言いますと、これは水環境保全ですけれども、水道水の部分、いわゆる飲み水の部分を保全せんがために設置した条例でありまして、直接河川的な部分とはほとんど関係のない部分でありましたので、これは別項とさせていただきます。環境行動計画等の中では当然触れてはいるわけでありまして、河川の環境とかそういうことについては触れているわけだと思います。それらを着実にやっていくということでは、何よりも数値がどうだこうだというよりは、実際に見た目がきれいで魚がいて、周辺に動植物もいると、こういう環境が一番いいわけでありまして。また環境交通課を中心に、その見える化という部分をどう表現したり体現したりしていけばいいか、これも含めて検討を十分させていただきます。進めていくということについては間違いなく進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は2時45分といたします。

[午後2時24分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後2時45分]

○議 長 佐藤 剛君から資料配付の許可願がありましたので、これを許可し、お手元のとおりに配付したので、報告いたします。

質問順位6番、議席番号10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 発言を許されましたので、今回は読書環境整備と在宅医療の充実について質問をしたいと思います。ちょっともともとが事務屋ですので、いっぱい並べ過ぎました。1時間を目ざすということで私も努力しますので、ご協力をお願いしたいと思います。

1 新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向について

1点目でありますけれども、新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向についてあります。全国学力テストの結果が出されました。その分析は後にするにしまして、先ほどもちょっと話が出ましたけれども、4年前の一般会計でも示しましたけれども、OECDの学習到達度調査でも日本の子どもたちの読解力の低下が指摘されているところであります。その改善のためには公立図書館・学校図書館を含む読書環境の整備が必要であることは新学習指導要領で言語活動の充実という面からも触れているところでありますし、学校図書館整備5か年計画を更新してその整備に取り組む国の対応からも理解できるところであります。

また、子どもたちの教育場面のみでなく、人生のあらゆる場面で読書を通じて想像力を養ったり、そしてまたいろいろな思考パターンを学んだり、経験できないことも読書を通じて知ることができる。したがって人生を豊かにする。そういう意味では新図書館建設で市全体の読書環境が改善されることに大きな期待を寄せているところであります。そこで、新図書館建設を機に飛躍的に読書環境が改善されるために、その考えやまたは提言も含めてお聞きをしたいと思います。

まず、読書環境の整備の必要性和新図書館開設の意義でありますけれども、この部分は基本的なことであり重要なところでありますが、以前も触れた部分でありますので、まず私の考えを述べさせていただきながら確認ということにさせていただきたいと思っております。

現在の市立図書館は狭くて開架図書も限られ、したがって蔵書も増やせないという中で南魚沼市の登録数も貸出数も非常に少なく、図書館環境は決していいとは言えない現状であります。そういう状況もありまして、新図書館の建設には期待も大きいわけではありますが、図書館整備や蔵書数を増やただけでは読書環境の整備は全て完成だということにはならないわけがあります。図書館建設と蔵書数の増は改善の前提条件だと私は思います。したがって新図書館建設に伴って学校図書館も含めて市内全体の環境整備に向けた今後の取り組みがむしろ重要だと私は思います。そこに新図書館開設の大きな必要性和意義があると私は思いますが、この点どうでしょうか。まずそのことについて確認といたしますか、お聞きをしたいと思います。

次にそのことを踏まえて2番目でありますけれども、新図書館の運営と連携について伺います。その1つ目としまして、図書館運営の体制と図書館司書の充実及びその活用の考えはということではありますが、ラ・ラ内の図書館建設が六日町駅周辺の住民だけの利用に終わっては困

るわけでありまして、市内全域への読書環境の整備につながなければならない。そのためにどういう体制で進めるのか。また、読書環境・図書環境をよくするために多くの投資をして進めてきているわけでありましたが、本来のその環境改善には図書館司書の果たす役割が大きいはずであります。図書館司書が十分に本来の任務ができるためにどう充実させた体制をつくるのか、そして活用していくのかについてお伺いをしたいと思います。

②でありますけれども、また図書館建設を機に大和地区・塩沢地区の図書・読書環境はどう変わるのか。変えるのかについてもお伺いをしたいと思います。

次に学校図書館の充実ということでありますけれども、このことは6月議会で2番議員が触れていますので、学校図書館の現状は承知した上でお聞きをしたいと思います。まず学校図書館のデータベース化とネットワーク化の推進をとということであります。4年前の一般質問でも取り上げましたが、小中学校の蔵書は配付した資料にありますけれども、全体で23万6,000冊あるようであります。標準蔵書数に達していない学校もありますが、これが全部ネットワークでつながり、読みたい本を検索できて、そして学校間で貸し借りができれば、どの学校も23万冊の蔵書があるということも言えるわけであります。この質問に対して前教育長は前向きに考えていましたけれども、現教育長はどのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

2番目ですけれども、学校図書館の蔵書の計画的廃棄・購入により学校図書の内容の充実をとということあります。各学校の蔵書数は数的には標準蔵書数に達している学校が多いようではありますが、大変古くて、または傷んだ本も多いようであります。それらは計画的に廃棄し、新たに必要な図書を購入して、有効な図書を増やす必要があると考えますけれども、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。そして、それらの対応も含めて学校図書館司書または経験ある職員の配置で読書環境整備に当たることが必要だと思っておりますが、そのお考えについてお聞きをしたいと思います。

最後に4番目でありますけれども、乳幼児から継続した、本に親しむ環境づくりの推進をとということあります。現在、ブックスタートを実施していますが、その事業に継続して環境づくりということで、小学校入学時あたりが適当かと思うのですけれども、本を配るセカンドブック事業というのがありますが、そういうふうに拡大していけないかということあります。そして2番目ですけれども、そして小学校に入学してからも本に親しみ、読書環境を身につけるために読み聞かせなどのボランティア活動——現在もありますけれども、そういうボランティア活動の育成や支援を行うことも私は必要ではないかと思っておりますので、その点もあわせてお伺いをしたいと思います。これで壇上にての質問を終わりますけれども、再質問と大項目の2番目の質問については自席より質問させていただきます。

○議 長 佐藤 剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向について

この図書館関連につきましては教育長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向について

佐藤議員の質問にお答えします。1点目です。図書環境の整備の必要性と新図書館開設の意義についてです。新図書館建設に伴って学校図書館を含む市内全体の読書環境整備に向けた取り組み、そこに新図書館建設の大きな必要性和意義があるとの佐藤議員の考え方には全くの同感でございます。

それに加えてあと2つ大きな意義があります。それは図書館、医院、良食館の特色ある複合施設として市の中心市街地である六日町エリアのまちなか活性化でございます。これについては平成24年6月からワークショップをスタートしまして、現在12回行っております。今後5回行いまとめに入っていきたいと思っておりますが、このワークショップのメンバーには六日町まちなかマップを作った若い人たちがいますし、女子力の皆さんがいます。とてもいいワークショップをしておりますから、かなり期待していただいていると思います。

もう1つは南魚沼市の生涯学習。間もなく生涯学習計画を立てますが、この図書館もその中心になっております。生涯学習を实践する館としての役割が図書館開設のもう1つの意義であると考えています。生涯学習とは家庭教育、学校教育、社会教育全てを含むもので、南魚沼市の人々が生涯に行うあらゆる学習を総称しております。

次に新図書館の運営体制と連携について答弁します。図書館の運営体制については正規職員2名、一部委託職員2名を基本とし、そのほかに臨時職員等で対応し、合計人数は10から11名を予定しております。この運営体制の中でできる限り図書館司書資格を持つ職員を正職及び臨時職員とも考えて確保してまいりたいと思っております。また、開館時間の延長や休館日を少なくすることでいつでも好きなときに図書館を利用できるという環境整備が整い、これは県内の図書館と比べてみても遜色のない運営体制であると胸を張っております。

図書館司書の活用については、学校図書館との連携や公民館との連携による事業の拡大、レファレンスの充実を図りながら魅力ある選書・配架等を行う予定でございます。学校図書館との連携については、先ほど中沢議員への答弁をした中にも説明してあります。それと言うまでもなく新図書館は、六日町駅周辺の住民だけにあるものではありません。六日町駅及びバスターミナルの機能を活用し、図書館、医院、良食生活館という特色ある複合施設を売りに南魚沼市全域から図書館へ多くの市民が足を運んでいただける施設になるということを確認しております。

続きまして、新図書館と大和及び塩沢地区の図書室を一体機能として捉えていこうと思っております。両地区の図書環境を改善し、変えてまいりたいと思っております。具体的には図書館体制をさらに充実させることにより、公民館図書室に曜日を決めて図書館から図書館司書を出向する体制を確立することにより、図書環境の改善が図られると考えます。しかし、新図書館運営が軌道に乗った後であり、もう少し時間がかかることをご理解願いたいと思います。当面は大和の図書室はできるだけ購入冊数を増やしながら蔵書の受け入れで対応できればと考えております。また、隔月に実施しております巡回図書の冊数、現在は100冊、これを増やしていくことも検討しております。なお、塩沢の図書室については、現在公民会全体をどうするかというプロジェクトチームがありますから、この検討結果によりましてさらなる検討を進めて

まいりたいと思っております。

次に一番重要な部分であります学校図書館の図書室の充実についてです。学校図書館のデータベース化とネットワークの推進ですが、データベース化についてはなかなか皆さんに配付した資料のとおり進んではおりませんが、この辺については学校と協議し、進めていく方向でまいりたいと思っております。ただ、データベース化された後はスクールオフィスという学校支援ソフトがありますから、ネットワーク化は可能です。十分やっていきたいと思っております。このことによって学校間の貸し借りも十分可能と考えております。前教育長同様、前向きに対応してまいりたいと思っております。

なお、佐藤議員の言う 23 万冊の蔵書、増えるのではないかという部分についてですが、各学校とも同じ本を持っております。ということでダブっていますから、単に 23 万冊がネットワークできるということにはなりません。その辺は整理してまいりたいと思っております。

学校図書館の蔵書の計画的廃棄と購入ですが、図書館の管理で一番重要なことは図書の廃棄とも言われております。現在、小中学校の図書の蔵書数では、学校図書における標準な冊数、先ほど佐藤議員も言いましたように、全体では超えている状況になっています。これは学校には専門の司書がないので、管理ができていないという残念な部分もありまして、適切な廃棄が行われず、蔵書数が多い現状となっている学校が多々ある状況です。

司書資格を持った職員の配置につきましては、学校では今年度小中・特別支援学校で 36 名の司書資格を持った教員が来ておりますが、この方が全て図書館担当ということではありません。佐藤議員の配付資料のように、司書発令がされている小学校は 19 校中 7 校、中学校は 6 校中 4 校ということで、この辺の体制も機能的に学校と協議してまいりたいと思っております。

また、市が学校図書館専属の司書を配置することは困難な状況になっております。当時民主党の片山総務大臣が図書館改革ということで、各学校に 1 名の図書館司書を配置するという話がありました。我々はかなり期待をしまして、この司書を活用して図書館司書もうまくいくのではないかと考えていたのですが、なかなかこの部分が進んでおりません。また政権もかわったということもあります。

ということで、学校における図書環境の整備につきましては、新図書館が学校図書館との連携を重要なテーマと位置づけており、今後新図書館の開館に合わせた環境整備を行っていきたいと考えております。ということは、図書館の司書を学校にうまく配置していきたくて。去年全県の図書館、同規模の図書館を見てきましたが、司書の中では有効に学校に出向いている司書と図書館の中だけでおさまっている司書がいました。やはり担当、司書の力だと思っております。ということで、そういう力のある図書館司書を今後育てていきたいと思っております。

なお、7 月から社会教育課と各小学校の図書館担当者による連携の方向性の検討を開始し、また 8 月から臨時の図書館司書を雇っておりますもので、試験的に小学校を訪問し、問題点の洗い出し、図書の廃棄候補の選定等を行っております。ちなみにこれは塩沢小学校をモデル校としてスタートしております。

4 点目です。幼児期から継続した本に親しむ環境づくりの推進についてです。現在行ってい

るブックスタート事業は、市に住居を有する生後12か月の乳幼児及びその保護者を対象として1歳歯科健診が行われる会場でボランティアを中心として、封筒の中に絵本2冊と図書館の案内、子育て支援情報をパックにして配布する事業でございます。保護者が絵本を介して乳幼児と向き合う貴重な時間につながります。読み聞かせは乳幼児の心の脳を育てることにつながり、親子のきずなも強くなると言われております。したがってこの事業については今後継続して実施していく予定です。3歳ころは人生の中でも最も絵本を楽しむことのできる読み聞かせ黄金期と呼ばれております。ブックスタート事業からセカンドブック事業への拡大は、図書館単独でできる事業ではなく、ボランティアの皆さんや保健課の協力も必要となることから、今後関係者で検討してまいりたいと思っております。

続きまして新図書館の運営と市の図書館環境整備には、ボランティアの皆さんの協力は必要不可欠と考えております。現在それぞれ3地域で独自に活動を展開しておりますが、ボランティア同士の横のつながりが重要と考え、新図書館ではボランティア室を設けております。3地域のボランティアの皆さんが同じ目的を持って合同での事業展開が図られれば、乳幼児を中心とした図書館環境整備はさらに強化すると思っております。新図書館開館までに新しいボランティアの募集を行い、既存のボランティアを含め、ボランティアの皆さんと一緒に図書環境改善について研究・協議し、ボランティア組織の強化を図るとともに、読み聞かせ等のボランティア活動の育成・支援をしてまいりたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向について

若干再質問させていただきます。答弁をいただきまして、図書館の意義については基本的には同じですので、そういうことを前提に再質問させていただきます。

図書館の司書体制でありますけれども、職員も含めて体制を聞かせていただきました。その中で図書館司書というのは、そこにいて本の案内とか貸し出しとか、そういうのだけではもちろんないですね。新しい図書の選定とか、調べ物の相談とか、イベントの企画とかそういうのを行わなければならない。だからそこにやはり配置していなければならない。だけれども、今言った体制の中で大和・塩沢のほうもやると。学校図書館のほうもやると。答弁の中でもできるだけ図書館司書を多く採用したいという話がありましたけれども、この体制の中でそんないろいろなことができているのかちょっとお伺いしたい。

○議長 長 教育長。

○教育長 1 新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向について

その件について2点で説明したいと思えます。先ほど説明しましたように、視察に行った中で図書館司書の力量でかなりの部分をやっている図書館がありました。我々はそこに学び、そういう司書を育てていきたいと思っております。

2点目です。学校図書については今の想定している配置でいきたいなと思っておりますが、私の説明の中で「今後両地域の図書室に司書を配置するについては、やはり体制を充実し」と説明しましたが、これは市長部局との検討になりますけれども、やはり私が説明した人員では足

りないと思っています。その時点でまた体制づくりをしていく必要があると考えております。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向について

新図書館についてはまた後で触れるかもしれませんが、学校図書のほうにちょっと話を移します。学校図書のデータベース化及びネットワークについてであります。考えとしては持っているということでありましてけれども、市の図書館整備を機に、私は一緒に取り組みをするべきではないかという期待と必要性の観点から、またちょっとお聞きをしたいと思っております。

先に示したように、学校図書館の蔵書は23万冊、それはちょっと重複があると言いますがそれは当然であります。普通の図書館だって同じ本が2冊、3冊ありますよね。そういうものを含めて蔵書といいますから私も教育長が言うのは承知しているのですけれども、これは重複があったとしても大変大きな情報源だと思っています。それを活用できるかできないかは、大きな違いが出てくると私は感じているわけです。

許可を得てお配りした資料をちょっとご覧いただきたいのですけれども、全国の小学校図書館のデータベース化の進捗は64%です。新潟県は24%、そして南魚沼市は21%、19校中4校です。4校データベース化していると言っても、その図書の半分以下がデータベース化されているのですよね。学校単位で見えていますのでこういう数値になっていますけれども、そういう状態です。中学校もご覧のとおり全国65%、県19%、市はゼロ%です。こういう全国レベルに比べると大変低い。それは承知だと思うのですけれども、やる気があってもこの数字を見れば一気に多分やれないだろうと、だからやはり計画的にやらなければならないだろう、私はそういうふうに感じるわけです。

今、市立図書館の蔵書はデータベース化になっていますので、おっしゃるとおり学校図書館の蔵書もデータベース化が進めば、学校間だけではなくて、市立図書館とのネットワークも可能になるわけでありまして。図書館環境が飛躍的に改善されると私は思うのですけれども、それはデータベース化した時点でありましてよね。これほどちょっとデータベース化が遅れていて、それを図書館の図書司書が順次回ってこれをやるということが出来るか、本当にそういうお考えなのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向について

まず、データベース化の順番的な考え方ですが、先ほど答弁でも説明したように、司書がないということと、図書館に対する学校の姿勢が若干遅れていたということで、廃棄する本についてが進んでおりません。まず段階として不要な本を廃棄すると、このことについても今塩沢小学校をモデルにしながらその方法について学校に入り込んでおります。そして、その次の段階でデータベース化を進めていきたいと思っています。当然私もこの25校、それから総合支援学校も含めて26校を、この図書館の動きだけで出来るかということについては若干不安はありますが、精力的に動いてみたいと思っています。その精力的に動くのが、やはり図書館のこれから担当する職員と学校の図書館関係の職員が連携していくということだと思っています。

いいことに、塩沢小学校の校長先生が非常に意欲的ですから、やはり意欲のある人間でどこまでできるか精一杯やってみたいと思っていますし、その経過の中でどうしても人員配置が足りない部分についてはさらに検討してまいりたいと思っています。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向について

廃棄が進んでいないということですが、私は前にも何か話したことがあるのですが、夏休みになると毎年思うのです。子どもたちは学び学習というか、独自で夏休みの課題研究とかをやっているのですけれども、都会では科学館とか博物館とかいろいろなところに行って目の当たりに体験しながら学べる。地方でもお金と時間があればできないわけではないのですけれども、なかなかそうは簡単にはできない、というところで、私は教育格差とは言いませんけれども、教育環境の格差というのは都市部と地方ではものすごい差があると思うのです。

そういう中で学校図書館の役割というのは大変大きいと思う。その中で廃棄がなかなか進まないということがありました。ちょっとさっき資料をまた見ていただきたいのですけれども、小中学校の標準蔵書数は私がさっき言いましたように、学校単位で見れば若干達していないところがあります。小学校で73%、中学校は6校中3校ですので数字的には50%ということになりますけれども、全体の蔵書数は合計すればクリアしているということです。けれども、ご覧のとおり近隣の市町村に比べてもまだまだ低い。問題は蔵書の内容なのです。

例えば百科事典、図鑑は小学校19のうち配置されているのが16校、3校は配置されていないです。全体で100セットあるのですけれども、そのうちの65セットが——百科事典、図鑑ですよ——10年以上経過したものです。中学校は全校に配置していますけれども、38セット中22セットが10年以上経過している。そういうような大変、それこそ廃棄しなければならないのかそれはわかりませんが、例えば一番興味を持っている子どもたち、小学生にこういう状況でいいのかと。入試を控えた中学生にこういう状況でいいのかというのは、私は本当に痛感しているのです。ですので、そここのところの考えを、廃棄、新規購入、そして真に充実した学校図書館の樹立、そういうところの考え方を、すみませんがもう一度お願いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向について

先ほどの質問の学力向上については、いかに志を持つかということがあります。そして学校図書館の充実によって、子どもたちが図書館で心を育むという部分が大事だと考えておりますから、この図書館を機に学校と連携して今ほど指摘された部分については改善してまいりたいと思います。こうして数値が出されている以上、これに言い訳することはできませんから、深く反省し、前向きに今後取り組んでまいりたいと思っています。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向について

前向きなお答えをいただいたので、これでもういいのですけれども、ただ私は実務、実際にやることとして、本当にそのお言葉のとおりに行えるのかというのがやはり心配です。という

のは学校図書館司書のデータですけれども、資料にも載せておきました。見ていただければわかりますが、司書教諭は確かに発令はしています。そして発令をしていますが、ここに書いてあるように、実際に教科でなくて図書に携わる時間がある人は、全体の中で1校、それも2時間です。それは多分1週間に2時間だと思えるのです。そういう中で学校図書館の改善というのは、私はとても大変だと。そこへ、だから公民館の図書司書を順次配置するということなのでしょうけれども、とても今まで示したデータを改善する、全て改善する、廃止もデータベース化も全てやっていると、そういうものをそういう体制では、私はちょっと無理だと思うのです。

したがって、学校図書館司書、ここにありますが、我が市はそういう職員はゼロです。全国的、県を見れば、5割近く配置になっているのです。そういうところからやらないと、お言葉はわかりましたけれども、実際にはそれはちょっと難しいのではないかという気がしますので、そののところでけもう一度お願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 1 新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向について

言葉が踊っているという捉え方だと思うのですが、まさにそう言われるとそういう部分がありますけれども、先ほどもお話ししましたように、私も学校図書室に図書館司書の配置というのはかなり重要だと思っておりますし、新潟県では新潟市が全校へ配置しております。やはり政策をどこにポイントを置くかということで、新潟市としては市費で図書館司書を全校に配置しております。ただ、全県では配置しているのは新潟市だけです。

そこで先ほども話しましたように、国のほうで教師として図書館司書を配置するという動きについては、今後当然要望してまいりたいと思っておりますし、一挙に26校に図書館司書を配置してくださいということが、なかなか現段階では言えませんので、教育委員会として与えられた図書館をベースに、どこまでできるかということを頑張ってみたいと思います。佐藤議員の言われる心配については、「わかります」とはなかなか言いたくはないのですが、そのとおりの部分はあります。トータル的にこの機会を利用してチャンスと捉えて、図書館と学校図書室のさらなる環境整備を検討してまいりたいと思っております。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向について

本当に意欲は理解できました。ただ、チャンスとして捉えて本当にやってください。というのは、学校図書館司書配置は一気にできないと言いますが、学校図書館施設整備5か年計画、その中では新しく更新しまして、そういう人材も含めて交付税措置をするから、図書館整備をやりましょと、国もやっているのです。そういうところをちゃんと察知をして、そういうふうな気持ちがあるのだったらいかなければならないと思うのですけれども、その点どうでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 1 新図書館の運営体制と市全体の読書環境整備の方向について

言い訳ではございませんが、察知してそのように進めていきたいとは思っているのですけ

れども、交付税という言い訳はしません。全くそのとおりですので、その方向で努力してまいりたいと思っています。言葉だけではなく頑張っていきたいと思っています。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

ちょっと時間が迫ってきましたので、在宅医療のほうに移ります。ちょっとしつこいという話もありましたので、ではこちらのほうに行きます。在宅医療の充実で地域医療を守れという部分に移ります。この部分、6月議会で8番議員が在宅医療について基本的なところを質問しましたので、そのところを前提にしまして、少し具体的な部分で質問をしてみたいと思います。

1点目としてみて、地域完結型医療の中での在宅医療の位置づけはということです。これもいつも言われることですが、この部分は基本の基本ですので、その重要性の認識を確認させていただきたいと思います。高齢化が進んだり、さらに医師不足になったり、限られた医療の中で、それで我が市が進めているように1病院完結型の医療から、地域完結型の医療にならざるを得ない。そういうのが今の時代であります。

当市も先ほど言いましたように、そういう地域完結型の医療の医療再編を目指して今進めているわけですが、その中で在宅医療が重要な位置づけにならなければならないわけであります。と言いますのは、この地域完結型医療体制では高度先進的医療を主体とした急性期の部分については総合病院、そしてかかりつけ医とか診療所とかによって在宅医療という2局化の方法で、そして地域医療を守らなければならないわけであります。そこが、在宅医療が入院・外来に次ぐ第三の医療と言われているところのゆえんのようであります。

当市もまさにその構図のとおりでありまして、基幹病院で急性期医療を担って、市立病院、診療所、個人院で在宅医療を担ってこそ地域医療が守れるという、在宅医療はそういう重要な位置づけであると考えます。そこのところ長い答弁はいいですけれども、そのとおりだとちょっと違うとかというところでお答えをいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

そのとおりであります。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

ありがとうございます。そういうことで認識といいますかが一緒になれば、また話も質問もしやすいわけでありますので、進めたいと思います。在宅医療を支える医療・福祉の体制整備をというところであります。ではその第三の医療と言われる在宅医療、それをどう実現していくかということであります。

在宅医療は従来の個人医が往診で病院との橋渡しをするだけではないわけでありまして、先ほど前回の山田議員の話の中にもありましたように、包括的な医療体制で計画的に定期的に訪問診療を行ったり、24時間365日切れ目のない医療の実現が必要だとされています。その意味では一医療機関や一施設では、なかなか限度があるということです。したがってこの在宅医療

は、チーム医療の体制がなければ私は機能しないと考えていますので、その在宅医療を実現するために訪問看護とか、介護施設とか、薬局とか多機関、多職種スタッフで1人の患者を支えるシステムが、地域の中に連携として必要だと考えますけれども、これをどう構築するかというところのちょっとお話をお願いします。

○議長 市長。

○市長 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

この在宅医療といいますか、そういう部分については、医師だけでできるものではありませんので、今議員がおっしゃったように、それぞれの例えば介護支援専門員、保健師、看護師、社会福祉士これらと連携・調整を図っていかなければならないわけでありまして。その中で「地域ケア会議」の立ち上げを検討しているところでありまして。

○議長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

そこが重要なところだと思うのですけれども、ただ、一くくりに連携が必要だということにしても、在宅医療というのはその地域の特性があるわけで、その中で進めなければならないと思うのです。ですので、大和地区の在宅医療の進め方と六日町・塩沢地区の在宅医療の進め方では、私は大きく違うと思うのです。大和地区では医療機関が少ないですので、大和地区は直接在宅医療患者とつながっての連携も考えなければならないし、六日町・塩沢地区では個人医・民間医療機関との役割分担をしながら在宅医療、新六日町病院がその医療機関のバックアップをするという役割も含めて、在宅医療の連携を考えていかなければならないというところなんです。そういう実情にあった在宅医療の連携というものを、どういうふうに考えているのか。そうではないと私は安心できる在宅医療が確保できないと思うのですけれども、この辺をちょっとどう考えているかお聞きをしたい。

○議長 市長。

○市長 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

そういう部分をきちんと充実させなければならないということの中で、「うおぬま・米・ネット」の立ち上げを今やっているところでありまして、複雑なシステム構築が必要でありまして、予算・時間の関係で今、残念ながらこれが全てでき上がるというところにはまだ至っていない。財源等も含めて国県にまた要望していかなければならないと思っております。

それから、在宅医療これは今議員おっしゃったように、大和病院でずっと歴史があるわけでありまして、これの手法を当然ですけれども、新六日町病院こういうところにも持ち込んで一地域が違うからということをおっしゃいますと、では塩沢と六日町と大和で全部違うことをするかとこうなってしまうわけでありまして、それはなかなかでき得ない。それはとても医師の数も含めて、塩沢には塩沢の気質があるから、六日町にはと、それはできませんので、やはり大和で培ってきた部分をきちんと基礎にしながら、それは若干の違いはあると思いますけれども、そういうことをきちんとやっていく、在宅支援もやっていくという形を築き上げていく。当然、今の大和病院の先生方も新しくこちらへおいでいただく方も含めて、そういう考え

方を基本に持っておりますので、すぐに数が整うかどうかは別にして十分達成していけるもの
だと思っております。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

若干今の考え方の中で、地域特性は違ってもとというのはなかなかそこまでは難しいという話
がありましたけれども、やはり医療環境がいろいろなところで違うわけですから、それに合わ
せた在宅医療の体制というのはやはりとっていかないと、本当に在宅医療というのは機能しな
いと私は思う。そのところは答弁の中で承知しているようですので、再度触れませんが、
も、そういうところも考えあわせながら進めていただきたいと思います。

次に行きますけれども、今ほど「うおぬま・米・ネット」の話が出ました。これは来年1月
から運用が始まるわけですが、個人情報という取り扱いや難しさがありますが、広まれば
この在宅医療にも非常に私は有効的だと思うのです。早い機会に今ちょっと難しいところも
なかなか進まないところもあるようですけれども、早い機会にせっかくのネットワークですか
ら、在宅医療の連携に生かせるように進むべきだと思います。その辺の考え方がありましたら
ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

先ほどちょっと触れましたように、これは大きな武器という言い方は失礼ですが、手
段になるわけでありますので、何とかそういう形をとっていきたいと思っておりますが、ちょ
っと触れたように複雑な部分がございます、今時間的にも、そしてシステム構築にもちょっと
やはりお金がかかりますので、予算的にも不足している状況であります。これをまた国県に財
源措置の要望をして、できればこれがきちんと徹底ができれば、大変な効果を表すものだ
と認識しておりますので、その方向は強く求めていきたいと思っております。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

以前宮永院長と、きょうはいらっしゃいませんけれども、お話しする機会がありまして、例
えば大和病院は30床になるのですけれども、在宅が全て病床数と同じだというような在宅医療
の期待と、そしてまた安心を感じさせるような話を聞かせていただきました。私も全くその
とおりだと思います。

だけれども、先ほどから言っていますように、それを支えるやはり医療機関がきちんとして
いないと、その考え方はそうですけれども、全ての在宅がベッドだということにはなかなか
ならない。例えば病院に入院していれば何があっても24時間面倒を見てもらえるのですけれども、
在宅であれば例えば急変したとか、介護にかからなければならぬとか、そういうときに相談
しなければならぬとかいろいろな状況が病院とは違うわけです。そういうところを考えあ
わせると、私は医療機関が在宅療養支援病院というような立場で、地域全体の在宅を見ていく
というような状況が必要だと思うのです。そういう中では大和病院30床、今在宅療養支援病院に

なっていますけれども、30床でそういう機能が果たせるのかというところを、先生がいらっしゃるかもしれませんが、医療の立ち入った話になりますが、そういうところがちょっと心配なので聞かせていただきたい。

○議長 市長。

○市長 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

宮永院長を含め、医師の皆さんとは在宅医療的なことも含めて、病床数は新六日町病院が今130、大和が30、そういうことで調整してきておりますので、できるかできないかということはこれはまさに医師の数でありますから、できるように医師の確保に努めようということがあります。ベッド数が30だからできないとか、あるいは100だからできるということにはならないわけだと思っております。それらは先生方と了解をいただいている中で、病院のベッド数そのものは今調整してきているわけですから。あとは医師の確保、あるいはスタッフの確保、このことに尽きるものだと私は思っております。

○議長 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

確かにそれは医師数の問題なのです。それで医師数は突然急に増やせといっても増やせない。ならばどうするとなれば、例えば今いる医師の皆さんと連携をしなければならない。そうしなないとなかなか在宅医療というのはいまうまくいかないところですよ。そして多分、通告の中にもちょっと触れましたけれども、社会厚生委員会で研修視察で山梨県の飯富病院に行ってきました。医師不足やそういう中で、例えば往診とか訪問診療する医者、そしてそうはしないけれども相談だけ受ける医者とか、そういうことで地域の医師を登録してもらって分類しまして、そしてそれぞれ負担がないように、そういうふうにもう在宅医療の全体的な計画といたしますか、体制を組んでいるのです。そういうところも私は必要だと思うし、そこら辺もいわゆるさっきの答弁からすると、今病院側と検討を進めているところですのでけれども、そういうところも配慮しながら進めていることを再度ちょっと確認をしてみたいと思います。

○議長 市長。

○市長 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

医師の部分でありますけれども、当初から申し上げておりますように、今新しい病院ができ上がった時点で、我々が必要とする医師数が全部確保されるとはなかなか思いづらい部分があります。そこで、基幹病院の関連の医師が、研修医も含めてですけれどもそういう不足部分を極力補うように支援に入るということでありますから、それらを活用しながら在宅医療ですか、そういうことのほうにもきちんと手が回せるように、やはり体制をまずは築いていかなければならないということでもあります。ただ、一気にそこまでいかどうかというのはちょっとまだ私も確信が持てませんので、また大きな課題として先生方と話していかなければならないと思っております。

○議長 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

多分これが最後になると思いますけれども、またちょっとしつこいぞと言われそうですが、私はこの医療再編後の在宅医療というのは、非常に私は重要視をしています。これはどなたも同じだと思うのですけれども、ただ、在宅医療を行う医療機関が全国的に増えないというのは、時間的な余裕がなかなかないというのが一番のようであります。私は今、今回の在宅医療の中で一番言いたかったことは、在宅医療は国が進めるまでもなく医師不足の地方には必須のものであります。だけれども、医師がいないゆえに地方ほどそれは難しいのです。したがって、基幹病院とともにこの地の医療体制が大きく変わってきますけれども、今その変化に合わせて体制づくりを考えなければならないと思いますけれども、今お聞かせいただいた中ではいろいろ難しい面もあるようであります。病院側といろいろ話を詰めて在宅医療を考えているようでありますので、在宅医療が実現可能、そして持続可能な体制を整えて在宅医療を進めていただくことを期待し、そしてまた最後に市長のそこら辺の決意もお聞かせいただきまして終わりたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 在宅医療の充実で地域医療を守れ

いずれにいたしましても、この医療資源それから介護資源、これらは限られています。その中でさらなるこの高齢化社会を支えていくという、これは必要性が出てきているわけでありませう。そうなりますと、早期の地域包括ケアシステム、この構築をやっていかなければならないということでもありますので、平成27年度にご承知のようにこの高齢者保健計画と介護保健計画、これが見直しになる。新たに第6期がスタートするわけですから、来年26年がこの計画の策定の年になるわけであります。その中に今触れました地域包括ケアシステム、これらも視野に入れてきちんと検討していきたいと思っております。

○議 長 質問順位7番、議席番号6番・小澤 実君。

○小澤 実君 通告に従いまして一般質問を行います。

1 米価下落対策について

まず大項目の1点目でございますが、米価下落対策についてということで、このことは定例会ごとにごどなたかが質問の材料にしておるようになっております。非常にこの地域では問題になっている部分かと思っております。本年はコシヒカリの仮渡金が過去10年間の中で2010年の1万6,500円に次ぐ2番目に低い1万6,700円で提示されております。前年対比では2,300円の下落となっております。この下落幅については、過去10年間で最大の数字であります。

また、データでは平成2年から平成23年までの米価の平均というのが、魚沼みなみの集計でございますけれども、平均で手取りが2万4,957円という非常に高い単価で推移しておりました。しかしながら、平成20年以降については、平均手取りが2万3,000円に届いたことがあります。米価の下落とともに、転作率自体は上昇し、現在は3年に1回は全作休耕しなければならないというような状態となっているのが現状であります。特に本年はもう刈り取りが始まっております千葉、茨城とかの早場米地帯でも相対取引の中で3,000円から4,000円安い1万2,000円程度でコシヒカリ自体が動く流れだそうでございます。

そういう中で1点目の、小項目の1点目でございますが、仮渡金についてですけれども、まず当市で1ヘクタールを作付しているとしたら、10アール当たり8俵の収入で、収穫量であれば8俵かける2,300円かける10反ということで18万4,000円の減収となります。現在の人口減少それから米の消費減退で米価回復の兆しはまずこれからは見られないであろうという部分でございます。今、管内の両JAでは直販に力を入れて販売努力をしていますが、農家手取りを増やすための米価浮揚策等について市長に見解を伺いたいと思います。

それから2点目ですが、転作の重点作物になっておりますこれらの集積・団地化の助成についてということで伺いたいと思います。このことは人・農地プランの中で各地域で担い手、行政区それから農業委員さん、JA、農林課と一体となって動きプランニングをしているところですが、近年の地球温暖化を主因とする全国各地での局地的な豪雨があり、それから今、本年の8月30日からは特別警戒というような文言まで使われる流れになっております。本県も本年7月23日から8月15日の24日間で12回の局地豪雨がありました。市内の畑作物もこの局地豪雨によって被害にあっております。ぜひとも、この人・農地プランの中に転作畑の団地形成を念頭に置いた中で、今までプランをしてきたところにももう一度チェックを入れ直していただいて、配水のきく圃場で安心して地域の特産物が生産できるような転作の畑の集積をしていくための方策と助成等を伺いたいと思います。

それから3項目目ですが、少量多品目の販売で農家所得の増収を図るために、道の駅南魚沼の成功をもとに、ずばり市内第2の道の駅構想の考えを伺いたいと思います。以上壇上よりの質問を終わります。

○議 長 小澤実君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 小澤議員の質問にお答え申し上げます。

1 米価下落対策について

米価でございますが、2,600円減というこれはやはり私も非常にショックでありました。（「2,300円」と叫ぶ者あり）2,300円でしたね。失礼、2,300円減でございますが、これは本当に大きな下落ということであります。高価格米と言われるゆえんの部分もちょっとございますけれども、非常に環境は厳しいというところでもあります。こういう状況に対処するために、JAのほうでは他地域に先駆けまして独自販売の取り組みを進めておりまして、実需者との結び付きの強化に向けて先進的な取り組みを進めてきたところであります。

魚沼産コシヒカリという中でも南魚沼産コシヒカリこれが特上の部分でありますので、一応実需者からは一定の評価は受けておりますが、仮渡金これが価格指標みたいになりますので、非常に厳しい。これが最終的にどういうことになるか、戸別所得補償政策の中での補償の対象になるのか否か、これもまだ私は確定をしておりますのでわからない。わからない部分であります。そこまで下がるか。あるいはある意味これからの収穫でありますので、どういうふうを持ち直せるか、これもよくわからないというところでありまして、この下落に対して市としてどういう対策をとるかというのは、まだ検討している段階ではございません。

とにかく売るといふことだと思っておりますので、両JAともに市も一生懸命になって、も

うやはり相対取引これを進めなければなりません。これは一部の方でしょうけれども、南魚沼産コシヒカリということの中では、考えれば1年1人が1俵食べないわけです。2万5,000円としても、1年間で主食が2万5,000円ですから、そう考えれば決して高いものではないし、こんなにおいしいお米を食べられるのだからということで、契約をしていただく方もあるわけですから、そういう部分をきちんと補強していかなければならないという思いであります。

全農に全部出していけばそれでいいやという話はもう過去のものでありまして、そのほかにもどこかにある程度大口にというのは、やはりこういう部分が非常に大きく影響するわけあります。全農のほうのJA仮渡金が下がったといいますと、これはもうたたかれるに決まっているわけありますから、そういうところを余り影響を受けない、やや富裕層系——いつも申し上げておりますが、40万人に売れば全部なくなるわけで、減反もしないで済むわけですから、そういうことに発想を本当に変えていかないと、どこかの百貨店に全部売り込めばいいとか、ここの卸に売り込めばいいとかという問題ではもうないと思っているのです。個々、まさに個々であります。そこにもう一度発想を切り替えていただきたいと思っておりますし、市としてもそういう方向を一生懸命支援していかなければならないと思っております。

今、議員がおっしゃったようにこの価格が出て、さあ、例えば市が財政出動をして、これを補填するとか、そういうところの検討は全くしておりませんので、最終的な価格が見えるころに本当にどうしなければならぬかということは、やっぺいかなければならぬことだと思います。ですので、販売をとにかく進めるということをまずは重点的にやっぺいかなければならぬと思っておりますので、よろしく願いいたします。

昨日ちょっとテレビを見ていましたら、マスカットという葡萄ですか、1房1万円ですよ。1房1万2,000円で店頭で売っているわけですね。それでも売れるのです。品質がよくて、おいしくてという、そういう層がとにかくいっぱいいらっしゃるのですね、そこをとにかく探し出さなければならぬということだと思っております。

重点の転作作物の集積・団地化、これはまさにやっぺいかなければならぬことであります。今ご承知のように生産調整の取り組みの中で、市も単独助成というのはやっぺいしているわけですが、これはもうやっぺいした人に対してという程度でありまして——程度ということではないですけれども、ことでもありますから、本当に政策的に団地化だとか、重点化だとかをどんどん進めるための補助というのは確かしていないわけではありますが、これもやはり考えなければならぬ、そういう思いです。

団地化をしなければとてもこれはなかなか作物を作っぺいいただく方々にも非常に負担になるわけでありまして、その辺を含めて1つの転換期と捉えなければならぬと思っております。今後は生産調整に係る部分、これらの転作作物の団地化についてもきちんとした協議をまずは進めていきたいと、そして取り組みを進めていきたいと思っております。

第2の道の駅構想であります。市といたしますと、市の主導で道の駅という部分についてはちょっと難しいと思っております。ただ、お聞きしますと道の駅ではありませんけれども、直売所の構想がJA魚沼みなみのほうではあるようでありますので、これは構想が出次第、でき

る支援はしていかなければならないと思っております。

ご承知のように、今大体目安は設定間隔が10から20キロ、目安として最大でも25キロに1つと、こういうことです。そして「深雪の里」と今の「雪あかり」は31キロあるのですけれども、その間にちょうど五日町のあそこに24時間利用可能駐車場、トイレ、この「五日町パーキング」が設置をされておまして、これも道の駅的なものであります。ですので、ちょっと設置要件が、国交省が設置することはもうかなわないということでもあります。市でこれを整備しろということになりますと、用地取得から始めて膨大な投資が必要でありますし、しかも、そのことによって何かそこに市に対してのメリットが大きく出てくるかと言われますと、そこまでの部分はどうも、道の駅だけでありますと出てこない部分もありますので、これは道の駅化、道の駅ということについては、現段階では市として構想を持っているというところでありません。

ただ、直売所的なものについては、他団体からそういう構想もございますので、それらについては十分その設置ができるように、そしてあの道の駅の今の雪あかりのほうで、ああいう形でやっているわけですので、それらと同等程度のある意味市としての支援策が必要であれば、それは考えなければならぬということだと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上であります。

○議 長 6番・小澤 実君。

○小澤 実君 1 米価下落対策について

まずではそれでは1点目ですけれども、まあまあ消費の減退——今の統計の中では、やはり年間に400万人くらい人口が減っている中で、それを先ほど市長が言われたように、1人が50キロということになると、20万トンがそっくり吹っ飛んでいくわけですよ。そういった中で、それこそ本県の生産量が54万トンくらいですか。新潟県の実質の米離れというのはもっと進んでいまして、年間に34万トンから35万トンくらいが消費の減退で失われているということで、県の全部つくった分の6割5分くらいは実際は食べられないというか、そういうふうに消費が減退しているというのが現実です。今、市長がおっしゃられたように、やはりもう個々に売るよりはもう販売の手段はやはりないというのが現実だと思います。その辺はまた、市もいろいろなイベントにも参画していますし、どんどんアピールするより手はないと思います。やはりもとをかけて試食させてあげながら消費を伸ばすという、その辺には特段のご理解をいただいで進めてもらいたいと思っております。その点1点とりあえずお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 米価下落対策について

今、議員がおっしゃったように、人口は減る、当然米の消費も減っていくわけでありまして、これが今のままで続くなどと思っている人はいないわけです。前々から言うておりますように、適地適作という部分を国が導入をしなければ、いつまでたっても日本中の米は余り続けてずっといくということだと私は思っております。幾ら減反を強化しても、今は補償金さえいただかなければ減反しなくてもいいということになっているわけです。

ですから、今のTPPの関連の中で、農業の所得を10倍に増やすというようなことを言っているわけですから、どういう方策を国が打ち出すのかわかりませんが、我々はいずれにしても、このおいしい日本一の米を一粒でも余計に売ると、このことに全力を挙げていかなければならないと思っておりますので、JAの皆さんも含めて、そのための支援・協力体制は強力にやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長 6番・小澤 実君。

○小澤 実君 1 米価下落対策について

よろしくお願いいたしますと思います。それでは2項目目ですが、ことしは非常に7月いっぱいずっと雨が降りまして、当地域でのスイカに関しては非常に難儀をして皆さんが作られ、去年が45万玉ほどの出荷があった流れですけれども、残念ながら本年度は39万玉に終わってしまったということだそうです。これも雨というのが一番の病害の発生ということで、そういう総括になるかと思えます。

ただ、今回は3年間、市からも単独でも補助をいただいた中で、機械の調子というのは全くトラブルがなくて選果作業が終了したということで、非常に選果の作業自体の流れはスムーズだったということで、担当も喜んでおりました。

まず何と言っても、スイカに対しての担い手も、今若い人たちが新規就農で入ってきていますので、ぜひとも雨が降っても排水路がつまらないような場所への団地化をやってあげれば、確実にスイカの収量も上がってくるかと思うので、その辺の方策をぜひとも地域というか、ちょっと大きく上から見ないと、なかなかそういう面積的にはとれないかもしれませんが、それらをすることによって、まあまあどンドン排水が集まるようなほうは逆に米にする、上のほうは何かスイカとかそういった作物に場所をとってあげるというような方策をぜひ願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 米価下落対策について

スイカが今、大体80ヘクタールを超える作付と伺っておりまして、それが何か所に点在しているかというのはちょっと私はわかりませんが、少しは——聞いてもらっているのだろうか。

(「すみません」と叫ぶ者あり) 少しは団地化されている部分あるわけですね。スイカに限っては本当にそれが進んでいると思います。

そこで、今議員おっしゃったようなことが実際、生産者の皆さん方も希望するということがあれば、それは植える場所を交換するくらいのこと、何が費用がかかるわけでもありませんが、若干圃場の何とかということが出るかもしれません。それはそれで市が助成をすることは全くやぶさかではありませんし、排水が悪いということで、ではその排水路の整備をしるとかそういうことであれば、またそれは具体的に考えなければなりません、いずれにしてもそういう具体的な問題が出れば、何らかの形で対応はしていかなければならないと思っておりますし、いくつもありです。

○議 長 6番・小澤 実君。

○小澤 実君 1 米価下落対策について

土地の入れ替えというのも非常に面倒かと思うのですが、そこはきちんと農業委員会を通してすればできることなので、その辺特においい条件のところで作っていかれるようお願いしたいと思います。

それでは3番目ですけれども、国交省の流れの中では、もうちょっと手が出ないという道の駅構想にはならないということですが、そんな中でJAでもやりたいという部分はあるので、そこへは今ほど市長からいただきました支援はしていきたいという部分をまた利用した中をもって、前に出るように、地域の皆さんにもそんな話をしたいと思います。

2 事件・事故に対する防犯対策について

それでは続きまして、大項目の2番目ですけれども、事件・事故に対する防犯対策についてということで、そちらに移らせていただきます。市内拠点への防犯カメラの設置ということですが、全国で悲惨な事件・事故が後を絶ちませんが、ここ南魚沼市も上越新幹線や関越自動車道、そして幹線国道の17号線と県内外を含め人の出入り、通過が非常に多い地であると思っております。県内でも新潟市、長岡市、新発田市、十日町市、柏崎市、上越市それと刈羽村の6市1村で行政が設置した防犯カメラ、これについては防犯と道路監視のためという設定ではあるかと思いますが、設置している市もあります。当市でも市民の安全安心と犯罪の予防、それから解決の糸口となり得る拠点へのカメラの設置について伺いたいと思います。

2項目目ですが……

○議 長 小澤さん、一問一答で……（何事か言う者あり）今は防犯カメラのほうについてです。（「了解です」と叫ぶ者あり）答弁をお願いします。市長。

○市長 2 事件・事故に対する防犯対策について

防犯カメラがそういう事故・事件、こういうことに抑止も含めて、あるいは解決も含めて果たす役割というのは、非常に大きいものだと思っております。私たちが今の六日町駅の部分でのエレベーターの中で火をつけたとか、あるいは足湯のところが大変な被害を受けたとか、もし防犯カメラが設置されていれば、すぐに特定ができるがなという部分は何回も経験しております。

防犯カメラそのものは屋外用で全天候型回転可能で1台80万円。屋内カメラで1台20万円、このレコーダーというのが1台200万円という形だそうでありまして。ただ、私どもの市の中で平成20年にいわゆる犯罪発生件数が545件でありましたけれども、平成24年には381件と大きく減ってきておまして、その内容もほとんどが窃盗犯ということでありまして。凶悪犯はごくわずかということでございます。それでは今すぐ設置をする場所、あるいは緊急的に必要があるかと言われると、ちょっと今まだ設置をする理由そのもの、あるいはプライバシー問題でもいろいろおっしゃる方もいらっしゃいますので、その辺がまだ全く検討もしたこともなかったわけですね。今この中でご質問をいただきますと、すぐにではつけようという方向が答えられるところではございませんけれども、警察等ともまたいろいろ相談をしながら、真に必要なということであれば、これは設置していかねばならないと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

○議 長 6 番・小澤 実君。

○小澤 実君 2 事件・事故に対する防犯対策について

ぜひとも検討をして進めていただきたいと思います。

それでは2項目目の家屋、車両の施錠関係ですけれども、これ今ほど市長が言われましたように、実質は市内の件数は減っております。がしかし、県内全体となると南魚だけが、南魚沼だけが一番取り残されていると言うか、減ってはいるもののまだほかの町村に比べてみれば、全然、増加率から見ると多いというそういう相反する現象が出ております。特に侵入盗ですか、これについてはもう増加率が昨年比で47%も増加しているという話で、この地域の特性といたしますか、なかなか鍵かけが進んでいない状況。農村部ということかもしれませんけれども、その辺の施錠対策、それから啓発活動についてはいろいろやっておるかと思いますが、また書面なりなんなりでもってちょっとそういう部分というのはなかなか知り得ることが、そういう増加率とか率なんていうのは知り得ることが少ないので、お知らせ的に回していただければありがたいと思います。

1点、当地域の駐在さんが6月から不在、病気療養ということで、もう3か月近くなるのですけれども、そういうところにもちょっとだけ配慮していただいて、今は浦佐交番からであるとか、大崎の駐在さんであるとか、本署からもかなり気は使っているようですけれども、実質まだちょっとすぐ回復して出られる状況ではないというようなお話も聞いておりますので、その辺ちょっと地域内に広報していただければありがたいなと思いますが、よろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 事件・事故に対する防犯対策について

今、議員におっしゃっていただいたように、私どもの地域は窃盗犯がほとんどであると。その中で非常にこの平成24年度の中で住宅対象の侵入盗では92%。それから乗り物盗、これはほとんどが自転車でありますけれども、これでは78%が無施錠の状態被害にあっている。要は戸を閉めない、自転車にも鍵をかけないと、こういうことでほとんど被害にあっているということですので、これを本当に徹底しないとならないと思っております。

春の区長会では警察からわざわざおいでいただいて、区長さん方にチラシも配りながら、いわゆるオレオレ詐欺とこの侵入盗ですか、あるいは乗り物盗ということについては、特に地域の皆さんに広く周知をしてくださいということを申し上げているわけであります。そういう状況で、まだ余り改まらないとしますと、行政側からもまた広報等に折り込んで何かやらなければならないか、あるいは今度できましたラッピングした車で宣伝して回るとか、そういうことも考えなければならないと思います。いずれにしても警察のほうとちょっと相談をさせていただきたいと思っております。

それから東地区の駐在さんの件であります、これも我々がどうこうできる問題ではありませんので、警察のほうにご相談し、地域からこういう不安の声が上がっていますということ

申し上げて、その対策等でどうするか伺ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「お願いします」と叫ぶ者あり〕

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議はあす9月10日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでございました。

〔午後4時07分〕